

# 佐倉市成年後見制度利用促進

## 基本計画

(案)



令和2年（2020年）3月

佐 倉 市

# 目次

<b>第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の意義 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制と進行管理 .....	4
(1) 計画の策定体制.....	4
(2) 計画の進行管理.....	5
<b>第2章 成年後見制度利用に関する現状</b> .....	<b>6</b>
1 国の現状.....	6
(1) 国の成年後見関係事件の概況.....	6
(2) 「国の基本計画」の概要 .....	7
2 佐倉市の現状.....	9
(1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者 .....	9
(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移 .....	11
(3) 佐倉市の成年後見等首長申立の実績.....	12
(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移.....	13
(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について .....	17
(6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制 .....	19
<b>第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組</b> .....	<b>20</b>
1 佐倉市成年後見支援センターの設置 .....	20
2 市民後見人養成講座とスキルアップ研修等の実施.....	20
3 市民後見人の選任 .....	20
4 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直しと利用費用助成範囲の拡大 .....	21
5 成年後見制度に関する実態調査の実施 .....	21
(1) 市民意識調査 .....	21
(2) 地域包括支援センター及び相談支援事業所の支援状況の調査 .....	23

(3) 当事者団体への調査 .....	28
(4) 金融機関の実態調査 .....	30
<b>第4章 これまでの取組と調査からみる佐倉市の課題.....</b>	<b>31</b>
1 成年後見制度の認知度の低さ .....	31
2 成年後見人等への支援体制づくり .....	31
3 成年後見人等の不足 .....	32
4 「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」の未整備 .....	32
<b>第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取組 .....</b>	<b>34</b>
1 佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針と基本目標 .....	34
2 今後の取組 .....	36
(1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化.....	36
(2) 相談機能及び成年後見人等支援の強化.....	38
(3) 後見人等の養成.....	43
<b>第6章 資料編 .....</b>	<b>45</b>
1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱 .....	45
2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員.....	47
3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況.....	48
4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則.....	49
5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則 .....	52



## 第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について

### 1 計画策定の意義

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等<sup>1</sup>を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、本人を法的に守ることができます。

この制度は、平成11年の民法の一部改正によって、従来の禁治産制度<sup>2</sup>が見直され、利用しやすい制度とすることを目指し平成12年から導入されました。しかし、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況の中、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成28年5月に施行されました。そして、この「促進法」に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、ノーマライゼーション<sup>3</sup>、自己決定権の尊重、身上保護<sup>4</sup>の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

このことを受け、今後、佐倉市において、認知症、知的障害その他精神上の障害等により

<sup>1</sup> 成年後見人等：家庭裁判所により、判断能力が不十分な方の権利を守るために選任される援助者等（「成年後見人」（判断能力が欠けていることが通常の状態の方を対象）、「保佐人」（判断能力が著しく不十分な方を対象）、「補助人」（判断能力が不十分な方を対象）、その他監督人等）のこと。

<sup>2</sup> 禁治産制度：明治時代に作られた制度で、心神喪失の常況にある人を保護するために、家庭裁判所が禁治産の宣告をして、本人に後見人をつける制度のこと。

<sup>3</sup> ノーマライゼーション：成年被後見人等（被後見人・被保佐人・被補助人）が、成年被後見人等でない方と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊重が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。

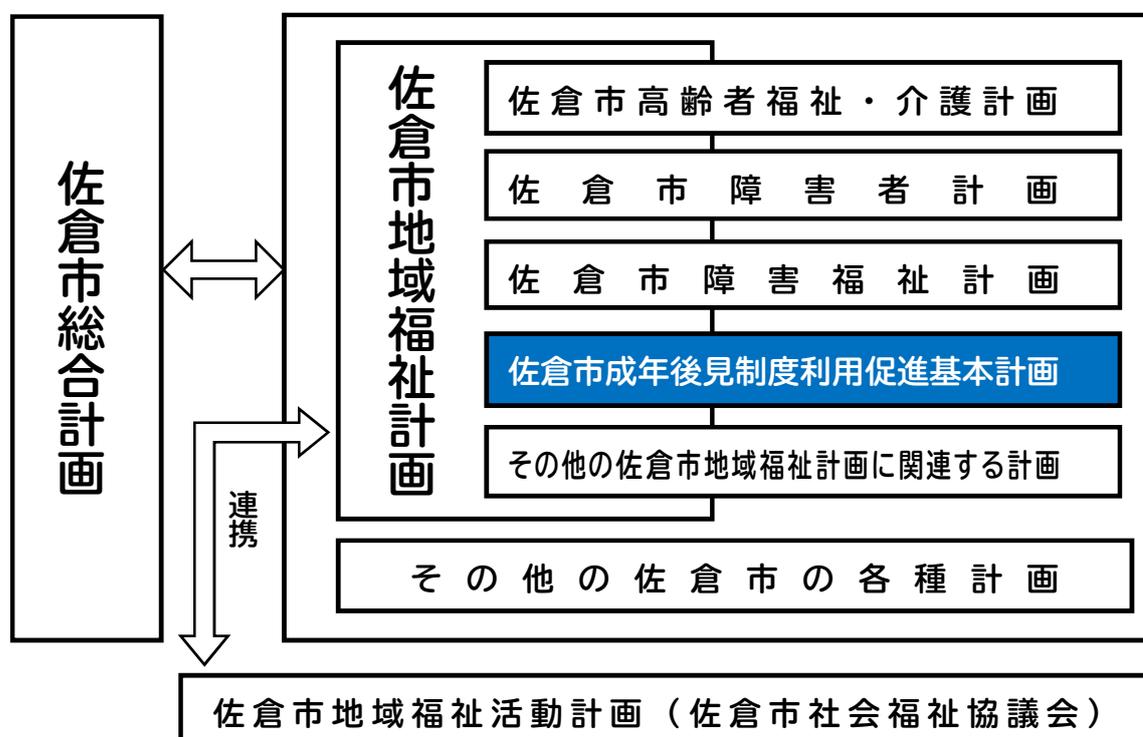
<sup>4</sup> 身上保護：本人の意思を尊重し、定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続などを行うことで、実際の介護等の行為は含まない。

自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方（以下「権利擁護支援<sup>5</sup>等が必要な方」という。）へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「促進法」第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けています。

また、「権利擁護支援等が必要な方」への包括的な支援の提供を図るため、「佐倉市総合計画」、「佐倉市地域福祉計画」、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」、「佐倉市障害者計画」、「佐倉市障害福祉計画」その他関連する個別計画とも整合性を図りながら策定しています。



<sup>5</sup> 権利擁護支援：認知症、知的障害その他精神上的の障害が理由で判断能力が不十分な方の権利を守るために行われる支援のこと。

### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間を対象期間としています。

計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合計画	第4次計画	第5次計画・前期基本計画			
地域福祉計画	第3次計画	第4次計画			
高齢者福祉・ 介護計画	第7期計画	第8期計画			
障害者計画	第5次計画	第6次計画			
障害福祉計画	第5期計画	第6期計画			
成年後見制度 利用促進基本計画					



エ パブリックコメント

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を市ホームページで公表し、市民からの意見を募り、提出された意見に対する市の考え方を公表しました。

年度	計画策定に向けての内容／実施時期	
平成29年度	成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換会	第1回：平成29年8月18日
		第2回：平成30年1月26日
平成30年度	関係団体への調査（土業 <sup>6</sup> 団体、相談支援機関、家庭裁判所）	平成30年4月～5月
	成年後見制度利用促進に関する検討会	第1回：平成30年6月1日
		第2回：平成30年8月3日
第3回：平成31年2月8日		
平成31年度 令和元年度	関係団体への調査（土業団体、家庭裁判所）	平成31年4月～令和元年5月
	金融機関への調査	平成31年4月～令和元年5月
	市民意識調査	令和元年5月29日～6月21日
	成年後見制度利用促進に関する検討会	第1回：令和元年6月7日 （当事者団体からの意見聴取）
第2回：令和元年8月23日		
第3回：令和元年12月20日		
	パブリックコメント	令和2年2月～3月

(2) 計画の進行管理

佐倉市は、本計画の円滑な実施に向けて、関係機関や地域の連携体制を活用して、意見の聴取や調整を図りながら、具体的な取組を推進してまいります。

また、計画推進の総合的な点検や評価を行い、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

<sup>6</sup> 土業：法律に基づく、専門性の高い資格を取得している職業のこと。成年後見制度においては、対象者の生活に直接大きく関わり、公共の安全にも重大な影響を与えるため、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等が成年後見人として活動している。

## 第2章 成年後見制度利用に関する現状

### 1 国の現状

#### (1) 国の成年後見関係事件の概況

最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（平成30年1月～12月）によると、平成30年12月31日時点における成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見<sup>7</sup>）の利用者数は、合計で218,142人（前年は210,290人）であり、対前年比約3.7%の増加となっています。

申立人の内訳は、本人の子が最も多く、全体の約24.9%を占め、次いで市町村長（約21.3%）、本人（約15.8%）の順となっています。市町村長が申立てたもの（首長申立<sup>8</sup>）は、7,705件で、前年の7,037件に比べ、約9.5%の増加となっています。

主な申立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く、次いで「身上監護」（現在は「身上保護」という。1頁の脚注3参照）となっています。

成年後見人等と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが、全体の約23.2%（前年は約26.2%）となっています。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約76.8%（前年は約73.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを大きく上回っています。なお、第三者の中では、弁護士（約29.2%）、司法書士（約37.7%）、社会福祉士（約17.3%）の占める割合が多くなっています。

<sup>7</sup> 任意後見：本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおくもの

<sup>8</sup> 首長申立：認知症や知的障害その他精神上の障害等により日常生活に支障がある方に対し、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合、市町村長が申立人となり成年後見開始等の請求を家庭裁判所へ行うこと。

## (2) 「国の基本計画」の概要

「国の基本計画」は、「促進法」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたものです。この計画に示されている基本的な考え方と目標は次のとおりです。

### ア【基本的な考え方】

- (ア) ノーマライゼーション
- (イ) 自己決定権の尊重<sup>9</sup>
- (ウ) 身上保護の重視

### イ【施策の目標】

- (ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- (イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の「地域連携ネットワーク<sup>10</sup>」の構築を図る。
- (ウ) 成年後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- (エ) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

### ウ【市町村の役割】

- (ア) 「地域連携ネットワーク」・「中核機関<sup>11</sup>」の設置・運営において積極的な役割を果たす。
- (イ) 「地域連携ネットワーク」・「中核機関」に期待される機能の段階的・計画的整備に

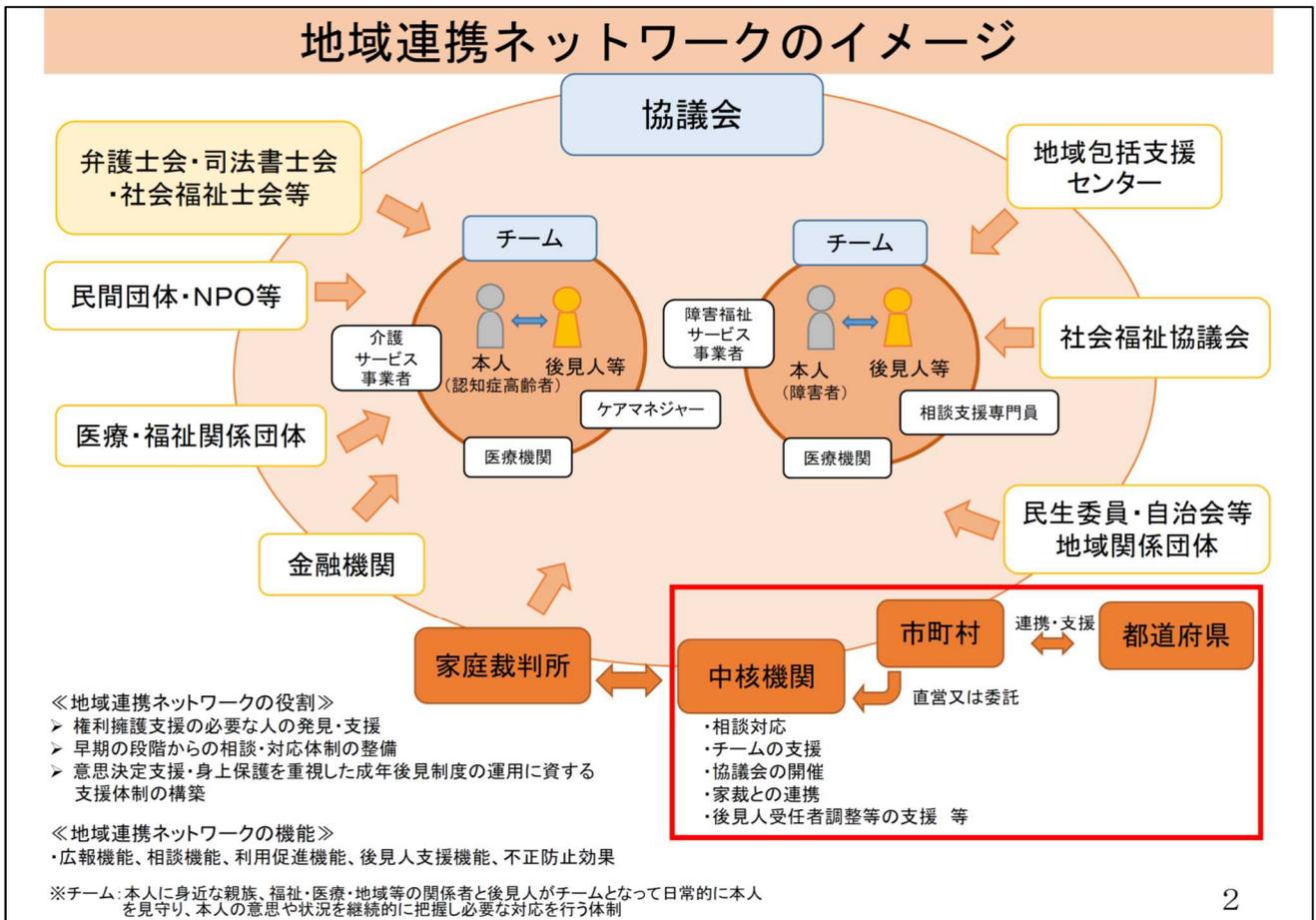
<sup>9</sup> 自己決定権の尊重：障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

<sup>10</sup> 地域連携ネットワーク：全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援等が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携の仕組み

<sup>11</sup> 中核機関：「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う中核的な機関。専門知識や、地域の専門職等との連携を図るノウハウ等を持ち、地域での成年後見制度利用促進のための連携や対応強化の推進役を担う機関として市町村に設置することが国の基本計画に示された。

向け、市町村の計画を定めるよう努める。

- (ウ) 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他合議制の機関を置くよう努める。
- (エ) 地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケアシステム等の既存の資源・仕組みを活用し、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。



(出典：厚生労働省作成資料)

## 2 佐倉市の現状

### (1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者

佐倉市の高齢者人口は、年々増加しており、平成31年3月31日現在で、総人口の31.1%が65歳以上の高齢者となっています。

また、要支援・要介護認定を受けている方も毎年増加しており、平成31年3月31日現在で7,350人でした。そのうち、認知症高齢者の日常生活自立度<sup>12</sup>の「Ⅱ」以上と判定された方は、3,757人となっています。

「市内人口等の推移・各年度末現在(外国人含む)」

[単位:人]

区分	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
総人口(A)	177,723	177,411	176,976	176,518	176,059	175,476
40歳未満	69,099	67,379	65,873	64,474	63,219	61,775
40歳以上	108,624	110,032	111,103	112,044	112,840	113,701
40-64歳	62,194	61,210	60,501	59,622	59,397	59,135
65-69歳	15,147	15,987	16,849	16,696	15,687	14,614
70-74歳	12,904	13,452	13,031	13,137	14,000	14,437
75-79歳	8,552	8,890	9,484	10,292	10,930	11,997
80-84歳	5,154	5,607	6,084	6,569	7,022	7,400
85-89歳	2,996	3,105	3,248	3,411	3,670	3,831
90歳以上	1,677	1,781	1,906	2,017	2,134	2,287
高齢者人口(B)	46,430	48,822	50,602	52,122	53,443	54,566
高齢化率(B/A)	26.1%	27.5%	28.6%	29.5%	30.5%	31.1%
前期高齢者人口(C)	28,051	29,439	29,880	29,833	29,687	29,051
前期高齢化率(C/A)	15.8%	16.6%	16.9%	16.9%	16.9%	16.6%
後期高齢者人口(D)	18,379	19,383	20,722	22,289	23,756	25,515
後期高齢化率(D/A)	10.3%	10.9%	11.7%	12.6%	13.5%	14.5%

<sup>12</sup> 認知症高齢者の日常生活自立度：高齢者の認知症について、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目し、自立の程度を5区分にランク分けし評価するもの。介護保険要介護認定の審査判定の参考として利用されている。

「市内要支援・要介護認定者の推移・各年度末現在」

〔単位：人〕

項目		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
要支援・要介護認定者数		6,352	6,507	6,784	6,866	6,984	7,350
内訳	要支援1	1,030	1,120	1,230	1,321	1,220	1,257
	要支援2	1,169	1,214	1,285	1,258	1,335	1,428
	要介護1	1,029	1,085	1,105	1,118	1,130	1,092
	要介護2	985	1,007	1,018	993	984	1,045
	要介護3	771	725	758	795	809	900
	要介護4	784	814	820	835	891	951
	要介護5	584	542	568	546	615	677

「市内要支援・要介護認定者の『認知症高齢者の日常生活自立度』」

(平成31年3月末時点での要支援・要介護認定者)

〔単位：人〕

ランク	判断基準	人数	
自立	認知症を有しない。	1,635	Ⅱ～Mランク の人数
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	1,892	
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	2,475	3,757
Ⅱ a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	1,096	
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	1,379	
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	1,093	
Ⅲ a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	958	
Ⅲ b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	135	
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	183	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	6	
その他(転入者等)	転入等により市外で要支援・要介護認定調査を受けた等により佐倉市で認知症高齢者の日常生活自立度判定が把握できない者。	66	

(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移

障害者手帳等の所持者は増加傾向にあります。18歳以上の療育手帳所持者は「重度」の認定者が多く、精神障害者保健福祉手帳の所持者・自立支援医療（精神通院）<sup>13</sup>受給者も年々増加しています。

「市内療育手帳所持者数・各年度末現在」

〔単位：人〕

程度	平成26年3月			平成27年3月			平成28年3月		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
軽度	88	180	268	115	185	300	125	200	325
中度	44	186	230	53	187	240	51	187	238
重度	60	255	315	77	271	348	75	291	366
計	192	621	813	245	643	888	251	678	929

程度	平成29年3月			平成30年3月			平成31年3月		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
軽度	140	209	349	140	205	345	138	237	375
中度	62	187	249	63	189	252	71	211	282
重度	67	303	370	71	305	376	71	300	371
計	269	699	968	274	699	973	280	748	1,028

「市内精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）受給者数・各年度末現在」

〔単位：人〕

	平成26年3月				平成27年3月			
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳	154	575	207	936	173	650	212	1,035
自立支援医療（精神通院）受給者	2,191				2,295			

	平成28年3月				平成29年3月			
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳	204	719	218	1,141	227	769	224	1,220
自立支援医療（精神通院）受給者	2,427				2,504			

	平成30年3月				平成31年3月			
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳	240	809	263	1,312	245	885	316	1,446
自立支援医療（精神通院）受給者	2,600				2,656			

<sup>13</sup> 自立支援医療（精神通院）：通院による精神医療について、医療費自己負担額を軽減する公費負担医療制度

## (3) 佐倉市の成年後見等首長申立の実績

高齢者で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見等開始の申立てを行った方は、認知症等により生活維持が困難となり、独居や親族等からの支援が受けられないことが理由となるものが多く、近年、申立件数は増加しています。

また、知的障害その他精神上的の障害のある方で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見開始等の申立てを行った方は、両親や兄弟などこれまで支援していた方が不在となり、生活に支障が生じたことが主な理由となります。

## 「佐倉市の成年後見等 首長申立件数」

高齢者

〔単位：人〕

申立年	件数	内訳（類型）		
		後見	保佐	補助
平成27年	4	4	-	-
平成28年	6	6	-	-
平成29年	6	5	1	-
平成30年	14	14	-	-

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

障害者

〔単位：人〕

申立年	件数	内訳（類型）		
		後見	保佐	補助
平成27年	1	-	1	-
平成28年	0	-	-	-
平成29年	1	1	-	-
平成30年	1	1	-	-

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移

住所地（住民登録）が佐倉市にある方で、成年後見制度の申立てを行い、利用を開始した方は、毎年20～40人前後で、高齢者が多くを占めています。

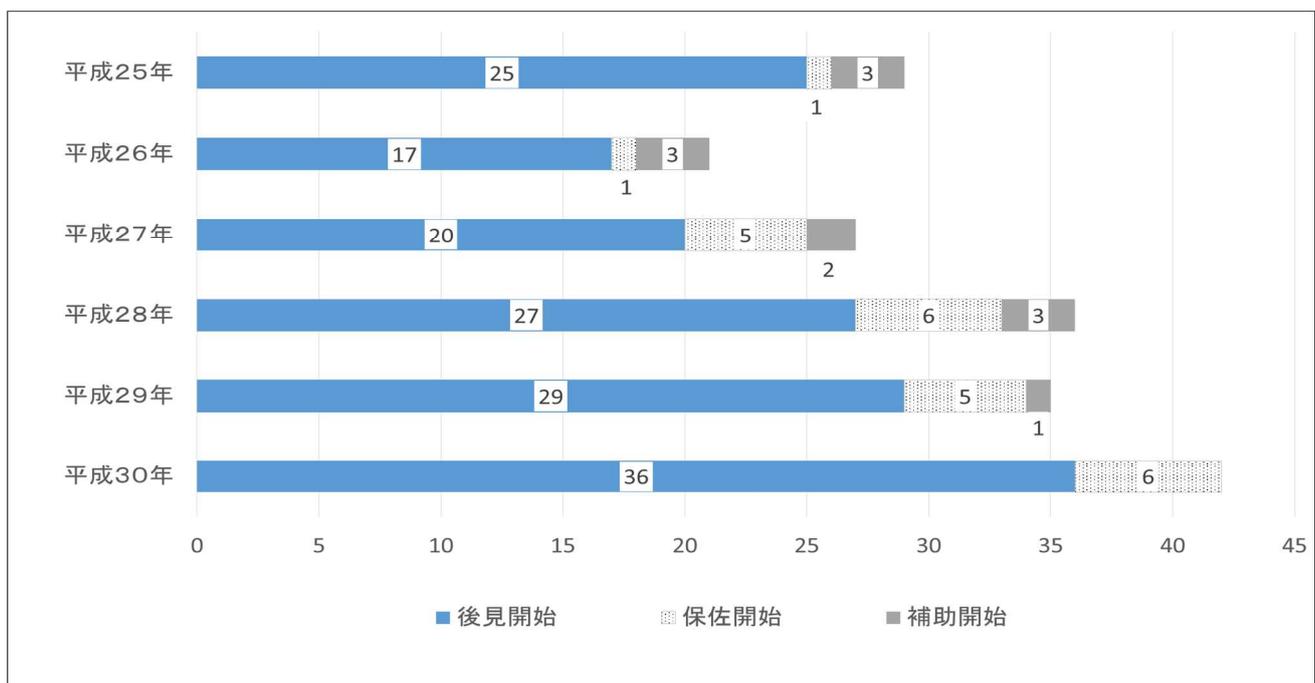
平成30年において、新たに選任された成年後見人等は「親族」が最も多く（35.4%）、全国の割合（23.2%、6頁参照）と比較しても多い傾向にあります。他方で、司法書士、弁護士、社会福祉士等の第三者の選任件数も増加しています。

「新規の成年後見等申立者の数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

	後見開始		保佐開始		補助開始		合計	
		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数
平成25年	25	25	1	1	3	3	29	29
平成26年	17	16	1	1	3	1	21	18
平成27年	20	18	5	2	2	0	27	20
平成28年	27	23	6	3	3	1	36	27
平成29年	29	24	5	5	1	1	35	30
平成30年	36	30	6	3	0	0	42	33

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

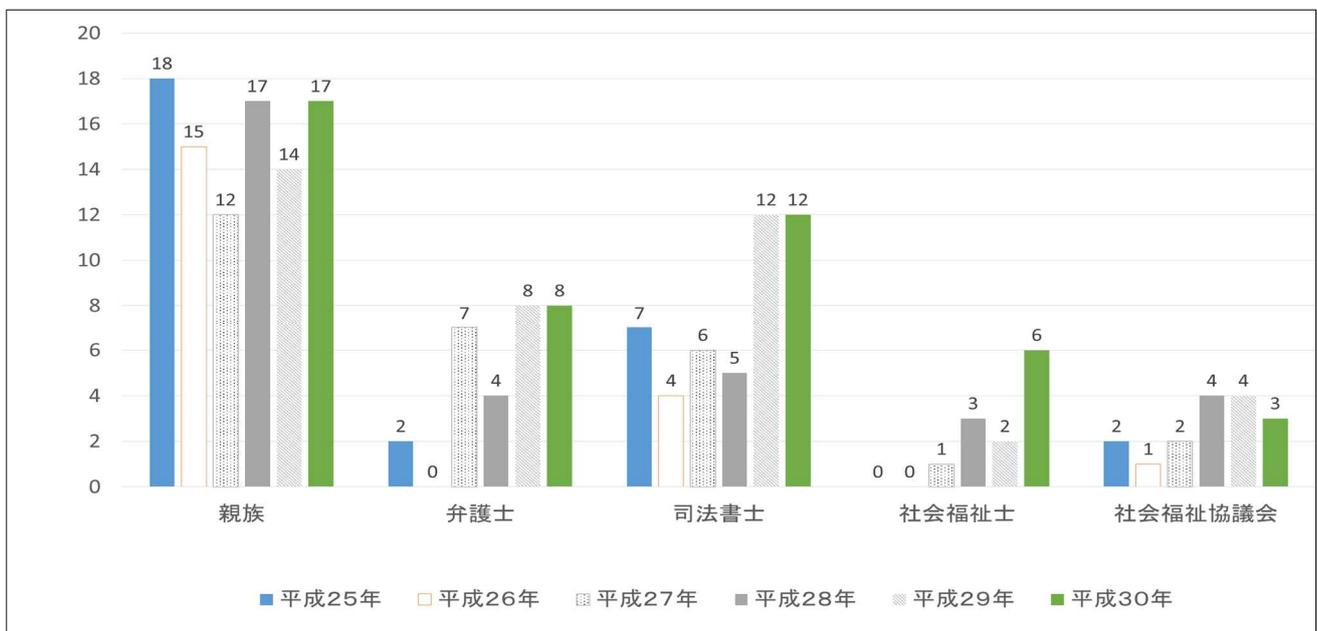


「新規の成年後見等申立に対し選任された後見人等」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

単位： 上段 人  
下段 全体に対する割合

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他	合計
平成25年	18	2	7	0	2	1	30
	60.0%	6.7%	23.3%	0.0%	6.7%	3.3%	100%
平成26年	15	0	4	0	1	4	24
	62.5%	0.0%	16.7%	0.0%	4.2%	16.7%	100%
平成27年	12	7	6	1	2	0	28
	42.9%	25.0%	21.4%	3.6%	7.1%	0.0%	100%
平成28年	17	4	5	3	4	4	37
	45.9%	10.8%	13.5%	8.1%	10.8%	10.8%	100%
平成29年	14	8	12	2	4	4	44
	31.8%	18.2%	27.3%	4.5%	9.1%	9.1%	100%
平成30年	17	8	12	6	3	2	48
	35.4%	16.7%	25.0%	12.5%	6.3%	4.2%	100%

数値は各年1月1日から12月31日までの人数  
複数後見人等<sup>14</sup>が選任されることがあるため利用者数と一致しない。



<sup>14</sup> 複数後見人等：本人の状況に適した成年後見人等を選任する観点から、申立人の意向に関わらず、家庭裁判所が職権または申立てにより複数の後見人等を選任すること。

## 第2章 成年後見制度利用に関する現状

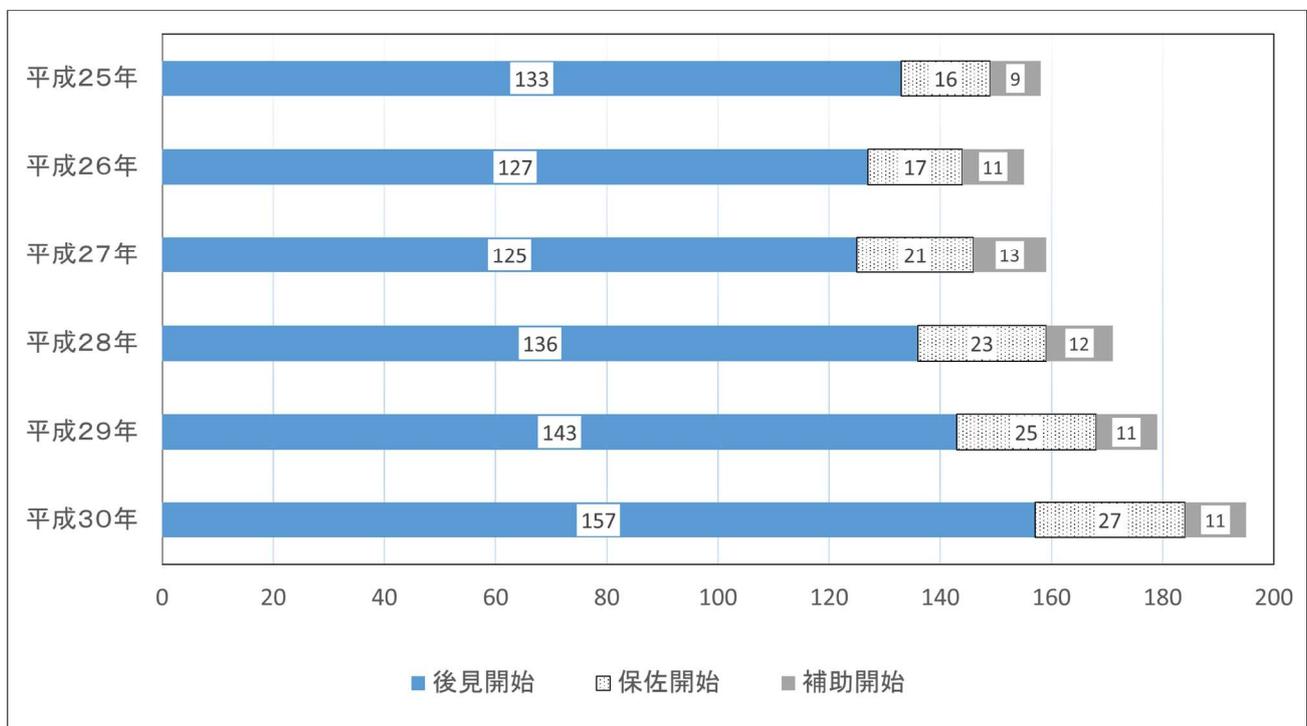
住所地（住民登録）が佐倉市にある方で、成年後見制度を利用している方は、平成30年12月末現在で195人（高齢者129人、知的障害その他精神上的の障害のある方66人）です。このうち、後見開始の審判を受けた方が157人、保佐開始の審判を受けた方が27人、補助開始の審判を受けた方が11人となっています。

「成年後見等利用者数」（本人住所地が佐倉市にあるもの）

〔単位：人〕

	後見開始		保佐開始		補助開始		合計	
		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数
平成25年	133	89	16	8	9	7	158	104
平成26年	127	85	17	11	11	7	155	103
平成27年	125	85	21	13	13	7	159	105
平成28年	136	93	23	13	12	6	171	112
平成29年	143	99	25	14	11	6	179	119
平成30年	157	108	27	15	11	6	195	129

各年の12月31日時点で後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人の数



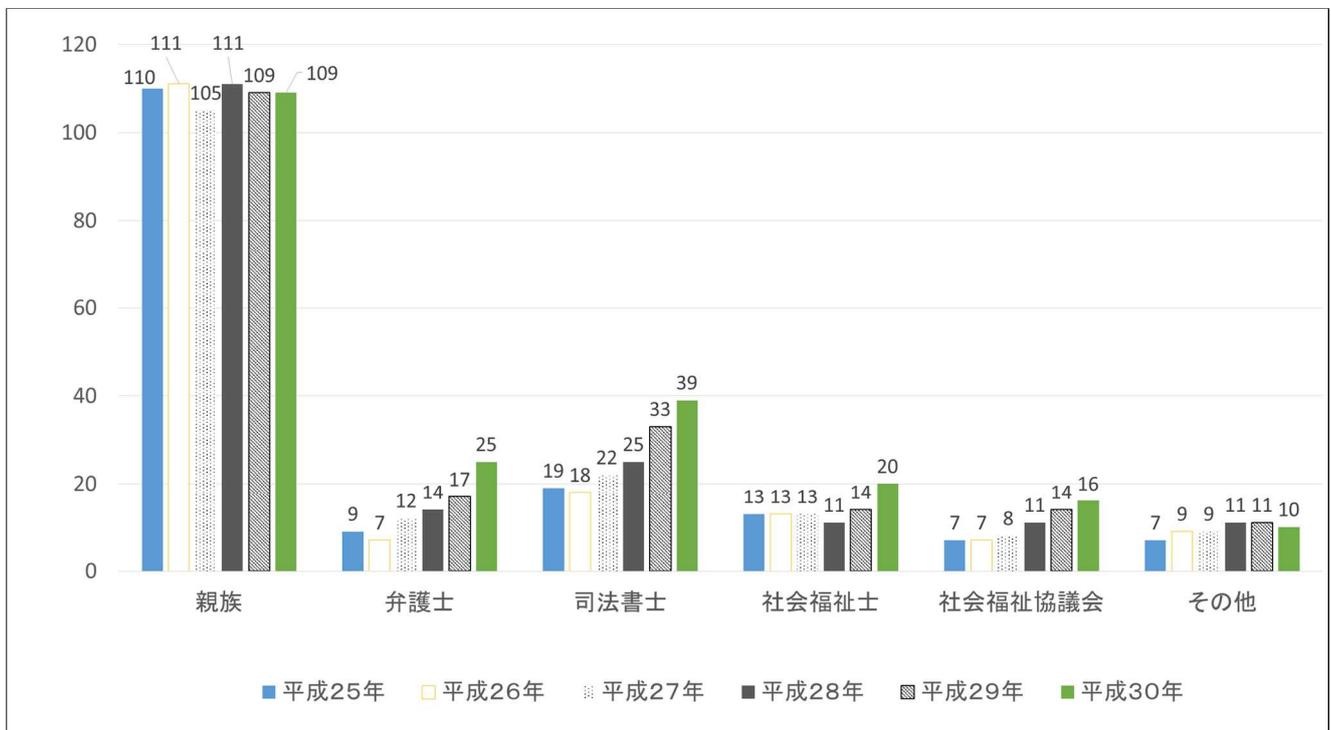
佐倉市では、「親族」が成年後見人等に選任されているケースが最も多く（平成30年では49.7%）、その一方で、親族以外の第三者が成年後見人等として選任されるケースは増加傾向にあります。

「成年後見人等の本人との関係」

〔単位：人〕

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他	合計
平成25年	110	9	19	13	7	7	165
平成26年	111	7	18	13	7	9	165
平成27年	105	12	22	13	8	9	169
平成28年	111	14	25	11	11	11	183
平成29年	109	17	33	14	14	11	198
平成30年	109	25	39	20	16	10	219

各年12月31日現在の人数  
複数後見人等が選任されることがあるため利用者数と一致しない。



(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について

成年後見制度の申立てを行った場合の成年後見人等には、前述のとおり、親族以外の第三者が選任される件数が増加傾向にあります。市内の成年後見人等を受任できる弁護士、司法書士、社会福祉士及び行政書士の数は平成31年1月現在で17人と、他の職種を考慮しても市内の専門職のみで成年後見人等を担うことは困難な状況にあります。

このため、親族以外の第三者の成年後見人等は、個人の受任だけではなく、法人での受任（法人後見<sup>15</sup>）も行われています。佐倉市社会福祉協議会は、市内の法人後見受任件数が最も多く、平成30年度実績で25件となっています。また、同法人で実施している日常生活自立支援事業<sup>16</sup>の利用者数も増加傾向にあり、利用者の状況に応じて、成年後見制度への利用支援も行われています。

「千葉家庭裁判所佐倉支部管内及び佐倉市内の主な士業数・後見等受任候補者数」〔単位：人〕

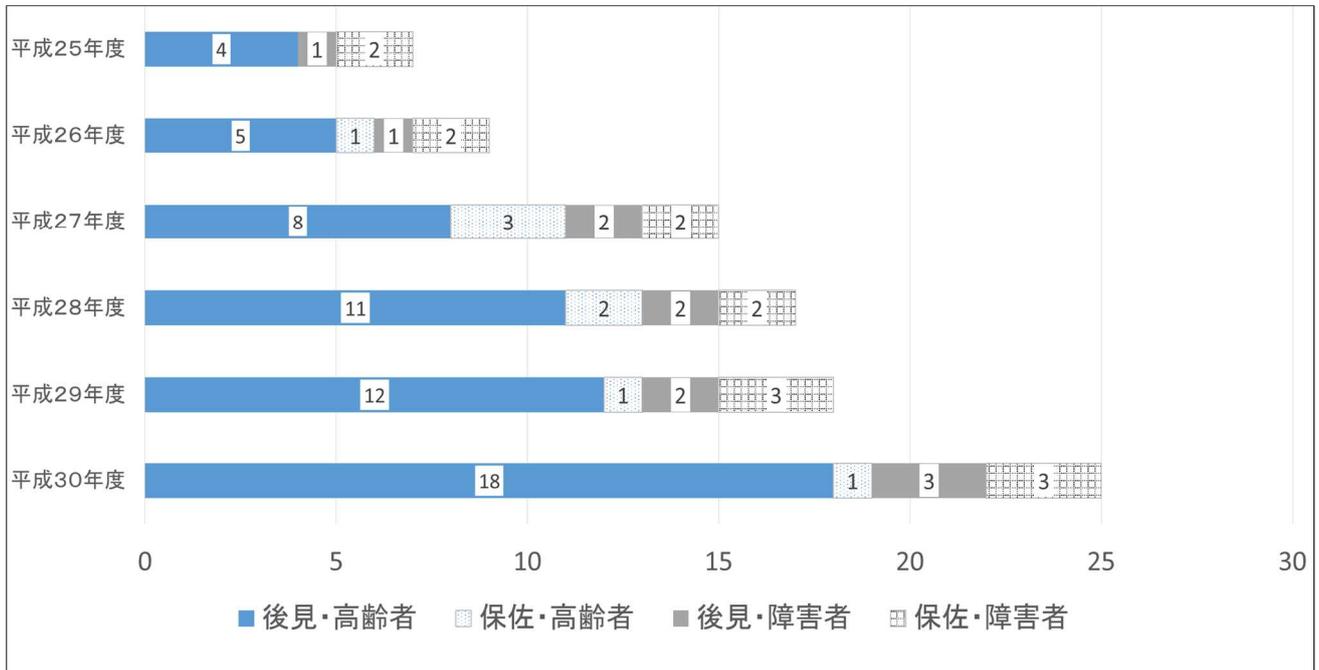
	千葉県 弁護士会	千葉 司法書士会	千葉県 社会福祉士会	千葉県 行政書士会	合計
千葉家庭裁判所 佐倉支部管内士業数	41	58	32	246	
後見等受任候補者数	20	19	18	9	66
佐倉市内士業数	13	16	9	58	
後見等受任候補者数	5	5	5	2	17

数値は平成31年1月1日現在の人数

<sup>15</sup> 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、成年被後見人等の保護や支援を行う。

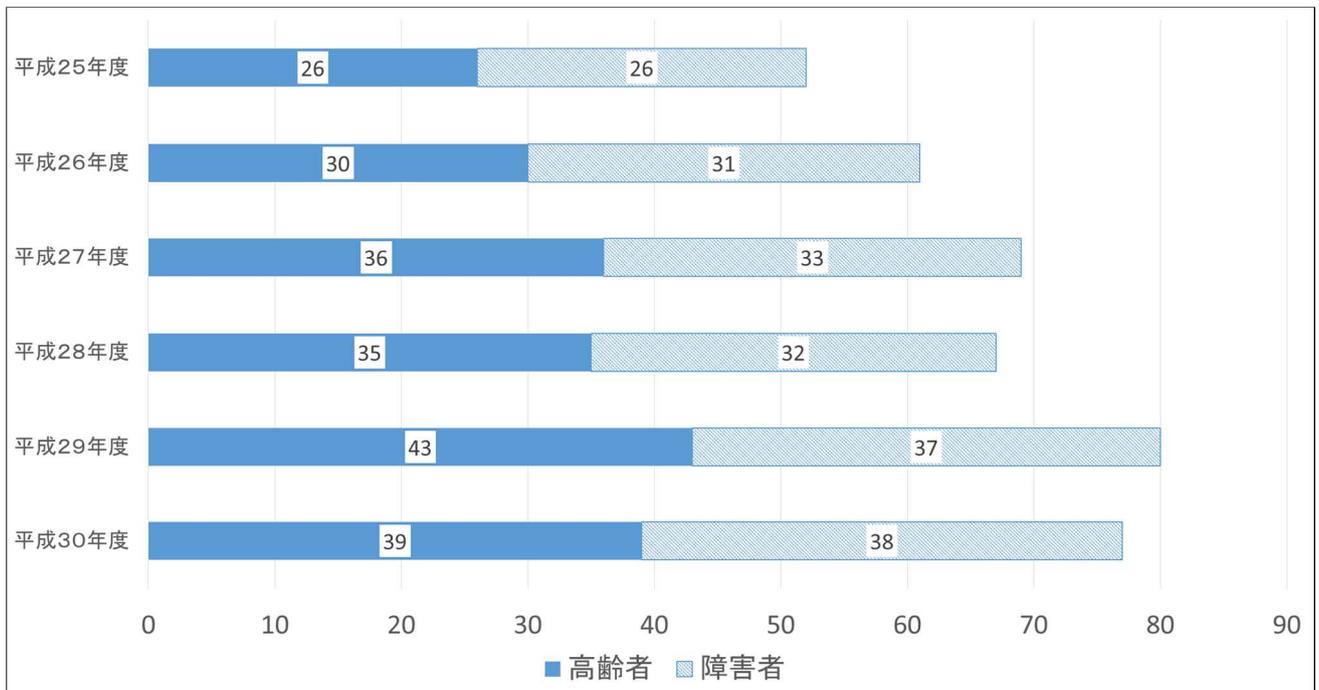
<sup>16</sup> 日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、その他精神上的の障害等により判断能力が不十分な人が自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。佐倉市では佐倉市社会福祉協議会が実施している。

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 法人後見事業 受任状況」



各年度末での受任件数

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 利用者状況」

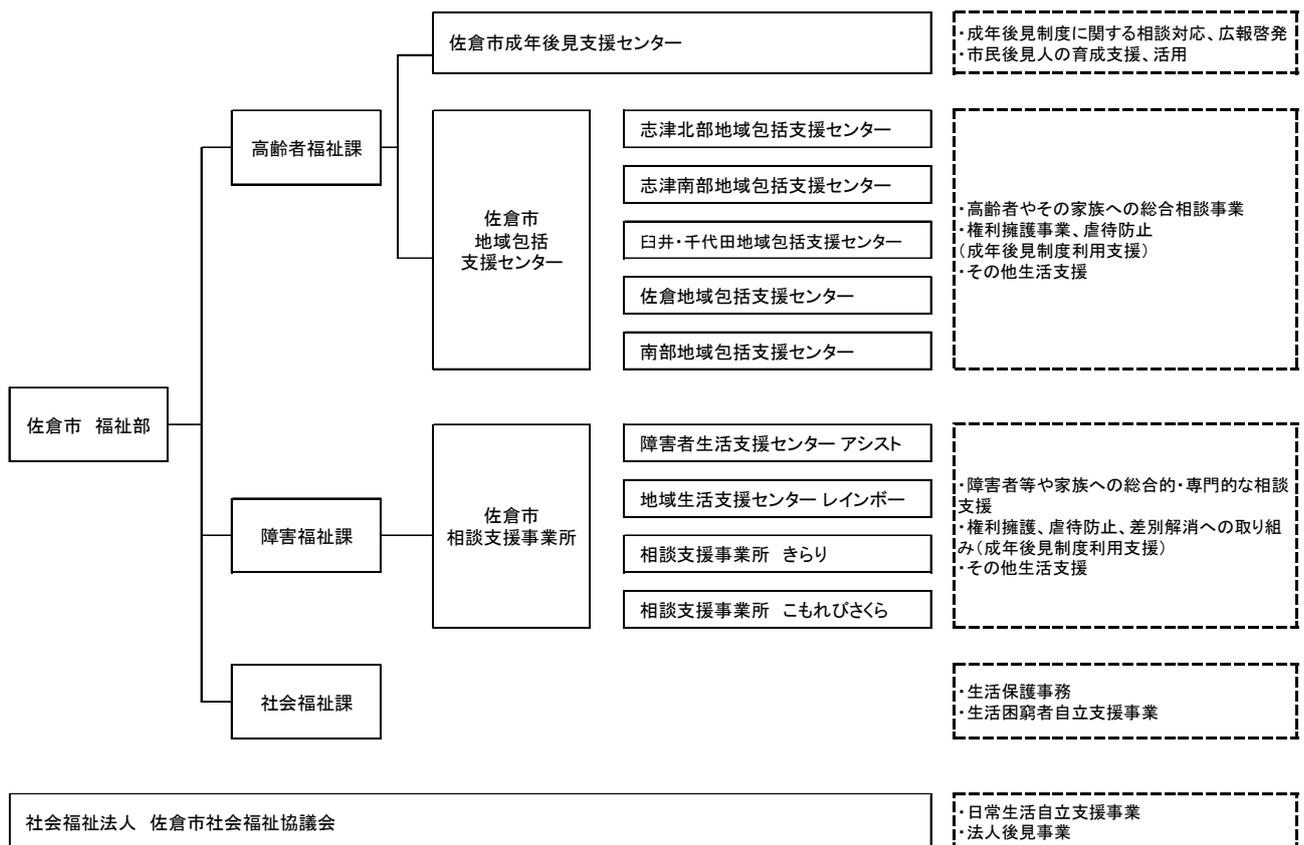


各年度末での利用者数

(6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制

佐倉市では、高齢者やその家族への総合相談窓口である5ヶ所の地域包括支援センターと、障害者への総合的・専門的な相談支援を行う4ヶ所の相談支援事業所を設置しています。また、平成25年度から「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、その方が必要とされる支援の提供に向け、生活保護、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業等の実施機関とも連携した権利擁護に関する相談支援体制を整備しています。

「現在の佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制」



## 第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組

### 1 佐倉市成年後見支援センターの設置

平成25年4月、佐倉市社会福祉協議会への委託により、「佐倉市成年後見支援センター」を設置しました。同センターでは、成年後見制度の周知や講演会等を実施するほか、市民後見人<sup>17</sup>の養成、専門相談及び一般相談を実施し、認知症等により判断能力が十分でない高齢者、障害者等の権利擁護、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

### 2 市民後見人養成講座とスキルアップ研修等の実施

平成25年度に市民後見人養成講座を実施し、平成26年度及び平成27年度には、養成講座修了者に対し、佐倉市社会福祉協議会の法人後見の業務を通じて研修を実施しました。

また、養成講座修了者から市民後見人候補者を募り、平成28年3月に市民後見人候補者名簿を作成いたしました。候補者として名簿に登録された方には、毎年、スキルアップ研修を実施し、成年後見人等の新たな担い手の養成に取り組んでいます。

### 3 市民後見人の選任

佐倉市では、市民後見人養成講座修了者13名のうち、11名が市民後見人候補者として名簿に登録されております。平成30年4月に、このうち1名の方が千葉家庭裁判所より後見人として選任されました。令和2年1月現在、佐倉市内で3名の市民後見人が選任されており、「佐倉市成年後見支援センター」ではその活動を支援しています。

<sup>17</sup> 市民後見人：親族以外の市民による成年後見人等のこと。市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。

## 4 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直しと利用費用助成範囲の拡大

権利擁護支援等が必要な方や、成年後見制度利用に伴う費用の支払が困難な低所得者の増加に対応するため、平成30年4月から、成年後見制度の利用に対する費用助成について、首長申立の以外の方にも対象者を拡充しました。

## 5 成年後見制度に関する実態調査の実施

佐倉市の市民意識調査において成年後見制度に関する調査を実施しました。

また、佐倉市内の地域包括支援センター及び相談支援事業所へ成年後見制度利用に関する支援状況についての調査を行うとともに、当事者団体3団体にもアンケート調査を行いました。

併せて、市内の金融機関に対して高齢者や障害のある方への窓口対応や成年後見支援センターの認知度等についての調査も行いました。

### (1) 市民意識調査

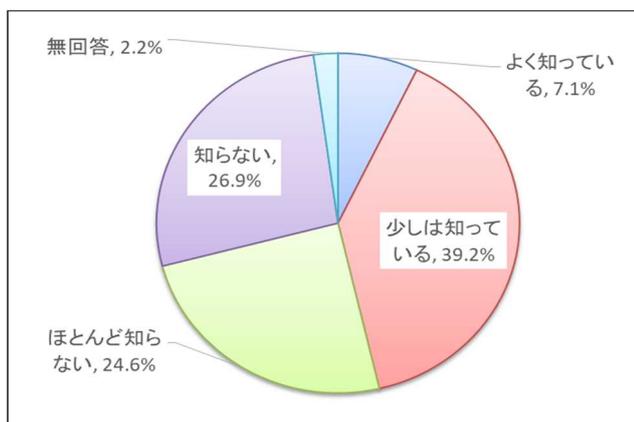
市民意識調査は、佐倉市の取組等に対する市民からの率直な意見等を聴取し、施策の実施・評価の参考とすることにより、行政サービスの向上を推進し、佐倉市の将来像の実現を図るものです。

令和元年度の調査種類は「①福祉・健康・教育」編と、「②まちづくり・地域活動・産業編」であり、佐倉市内在住の18歳以上の男女のうち、住民基本台帳から層化・多段無作為にて4,000名の方を抽出して、半数の2,000名の方に「①福祉・健康・教育」に関する調査を実施しました。令和元年5月29日～6月21日の間、郵送により配布・回収を行い、602名の方から回答がありました。（回答率30.1%）

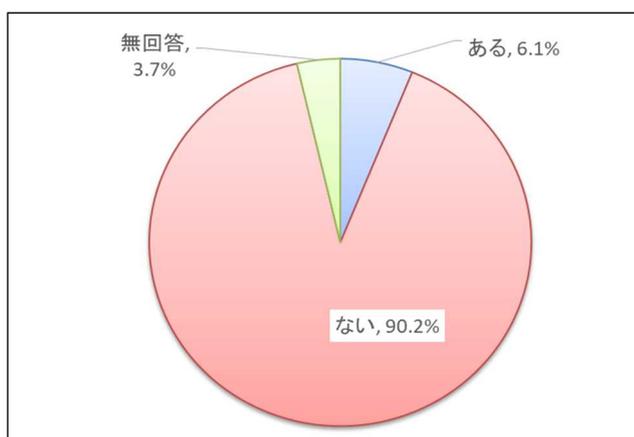
成年後見制度に関する質問において、制度を「よく知っている」又は「少しは知っている」と回答した方は46.3%であり、実際の利用について考えたことがある方は、6.1%でした。また、「佐倉市成年後見支援センター」の認知度は9.6%という結果でした。

「佐倉市 令和元年度市民意識調査『成年後見制度に関する調査』の結果」

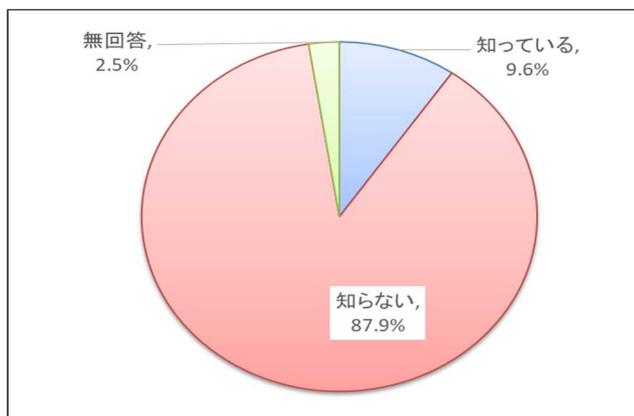
「成年後見制度について  
知っていますか」



「成年後見制度を利用したいと  
考えたことがありますか」



「成年後見制度の相談窓口である  
佐倉市成年後見支援センターを  
知っていますか」



(2) 地域包括支援センター及び相談支援事業所の支援状況の調査

平成30年4月～5月にかけて、佐倉市内の地域包括支援センター、相談支援事業所に対し、平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間の支援状況についてアンケート調査を行いました。

ア 地域包括支援センター

(ア) 「相談者と相談の内容について」

相談者は、親族・関係機関が多く、内容は対象者の状況が「身近な支援者が不在」「認知症により諸手続等ができない」という状況で日常生活に支障が生じ、対応に苦慮しているものが多くなっています。

相談者	内容（報告された事例）
民生委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある娘と二人暮らし。母親が死亡し父親も80歳を超え体力の衰えを感じ、体調の急変や娘の事が心配と相談を受けた。</li> <li>●結婚歴のない姉と弟で二人暮らし。脳梗塞の弟を介護していた姉もがんで入院。今後は心配と民生委員が近隣を代表して相談した。</li> </ul>
親族 (子、兄弟 姉妹、嫁、 婿、甥、姪 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症の女性。これまで面倒を見ていた夫が亡くなった。</li> <li>●母親の認知症が進行。お金の管理やいろいろな手続きができなくなってきている。</li> <li>●認知症、寝たきり等で判断能力が低下した親。成年後見人等が必要と銀行などと言われた。</li> <li>●認知症状が進んだ独居の叔母。友人が自宅に入り込み財産を狙い、結婚すると言っている。</li> <li>●独居の叔母。生活費の支援を依頼されているが対応できない。</li> <li>●夫は死去、子はいない姉。電話で話はかみ合わない。マッサージ施術者に高い料金を払う。</li> <li>●施設入所中の母。金銭管理を含め面倒を見たくないし関わりたくない。</li> <li>●弟の後見人になろうと思っている。どんな手続が必要なのか。</li> <li>●統合失調症で入院中の息子の今後は心配。相談者（母親）自身も心身機能が低下している。</li> <li>●成年後見制度について知りたい。</li> <li>●佐倉市の成年後見制度に係る助成制度について知りたい。</li> <li>●自分で申立書類を作る時、相談できるところがあるか知りたい。</li> </ul>
ケアマネジャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症の独居高齢者。亡夫の親族が遺産分割協議に来るが、不利益を被る可能性が高い。</li> <li>●身寄りがない要介護1認知症の男性。がん末期で緊急入院。入退院時の手続や支払に困る。</li> <li>●子のいない高齢者夫婦。妻は要介護状態で介護者の夫が自宅で死亡。妻の支援者がいない。</li> <li>●認知症の夫婦と精神障害のある娘の世帯。娘が父に多額の金銭を要求し、浪費している。</li> </ul>
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分に身寄りがない。今後は心配である。</li> <li>●養子縁組した子に財産を渡したくない。</li> <li>●母親が孤独死した。自分も独居のため心配である。</li> </ul>

医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症と思われる方が入院中。後見申立支援をお願いしたい。</li> <li>●救急搬送者。全身は汚れ、意思疎通が難しい。これまで関わりがあるか。今後の支援に向けて状況を確認して欲しい。</li> <li>●退院予定の認知症のある方。今後の生活に支援が必要である。</li> </ul>
入所施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支払が滞っている方。本人の年金を息子が使い込んでいるようだ。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動が困難な高齢者が預金の払戻しをしたいという相談を金融機関が受けた。協力依頼あり。</li> </ul>
その他 (元妻、近隣者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●離婚した夫から後見開始審判請求の申立をしてほしい息子へ連絡があった。どうすべきか。</li> <li>●独居で認知症の高齢者。部屋に通帳や印鑑が無造作に置かれ、金銭管理が心配である。</li> </ul>

(イ)「相談への対応について」

地域包括支援センターの相談への対応は、親族へ連絡をとり、制度利用の必要性を説明して申立て支援を行い、受諾団体の紹介・依頼・カンファレンスの参加等を行っています。親族に連絡がとれず、協力可能な方もいない場合は、成年後見支援センターや市担当課に相談し、本人申立て支援や市長申立へつなげています。

対応	具体的な内容
親族への連絡、申立ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問し、状況を確認 →介護保険申請支援や必要に応じて施設入所支援も同時に実施</li> <li>●申立権限のある親族へ連絡し、成年後見制度について説明                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→親族で申立てができないため、直接、弁護士につなぎ、申立て手続を依頼した。</li> <li>→成年後見支援センターへ相談し、司法書士の紹介を受けて申立て手続を依頼した。</li> <li>→親族が申立人となり、申立て書類作成を支援し、成年後見人等の受諾者を紹介した。</li> <li>→親族が弁護士等へ直接相談した。</li> </ul> </li> <li>●経済的虐待の疑いあるケースのため、市高齢者福祉課と共に、親族の申立てを支援</li> <li>●診断書作成のため、医療機関への受診の調整、同行</li> <li>●親族と共に家庭裁判所へ同行</li> </ul>
市長申立への相談・つなぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身寄りのいない方について、市高齢者福祉課へ連絡、申立手続を依頼                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→市への情報提供、市職員との同行訪問</li> <li>→医療機関や介護事業所等関係者との連絡調整</li> </ul> </li> </ul>
本人申立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の意向を確認しつつ、申立書類の作成（本人への助言）、受診同行、裁判所面接の同席など、一連を支援 →弁護士が成年後見人に選任</li> <li>●高齢者福祉課や関係機関との連携</li> </ul>
関係機関への相談・つなぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市、家庭裁判所との連絡調整、申立て書類の取寄せ</li> <li>●成年後見人等受任可能な専門職、団体への依頼</li> <li>●成年後見制度の利用に向けて専門職等への相談、面談への同席</li> <li>●必要に応じて担当者会議の開催支援</li> <li>●身寄りない方について、成年後見申立手続から死後事務まで受諾可能な専門職への依頼</li> <li>●母子で支援が必要な世帯。後見制度の利用を視野に、まずは社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用支援</li> </ul>
制度説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度・任意後見制度・成年後見支援センター・申立て手続等について</li> </ul>

(ウ) 「申立て支援の件数について」

市内5ヶ所の地域包括支援センターにおける申立ての支援の件数は、平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間で18件でした。

(エ) 「成年後見制度利用者、後見人等からの相談や関わりについて」

成年後見制度利用開始後において、成年後見人等からの相談は、利用者の生活の見守りへの協力や情報共有、関係機関との調整等に関することです。

相談者	相談、関わりの内容
利用者	(実績なし)
成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援方針、対応等についての相談</li> <li>●後見人等が付くまでの利用者の生活の様子や意向、経緯等の照会</li> <li>●ケアマネジャー等の介護関係者との関係づくりについての相談</li> <li>●情報共有（在宅サービスや、身体状態の変化についての報告）</li> </ul>

(オ) 「地域包括支援センターが感じている意見等について」

地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用が必要である方が未だ多く地域に潜在していると推測する等の意見がありました。

地域包括支援センターが感じている意見等	
支援の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身寄りのない方が増えており、「予備軍」はかなりの数がいらっしゃると思う。</li> <li>●親族不在で自ら申立てができないケースは対応に苦慮する。</li> <li>●申立てを要する方の支援は、時間・回数共に負担が大きく危機感を感じている。</li> <li>●審判が下りるまでの時間がかかる。</li> <li>●市長申立てを要するケースが増加し、市職員の負担がとても大きいと感じる。</li> <li>●申立て手続きにあたり、書類が多いと感じる。</li> </ul>
正しい情報発信・普及啓発の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申立てや制度利用に係る費用負担の照会が多い。</li> <li>●制度の正しい理解が必要と思われるので、啓発・広報して欲しい。</li> <li>●後見制度支援信託、家族信託などについて理解ができていないため、知りたい。</li> <li>●任意後見制度をもっとうまく活用できないかと思う。</li> <li>●市民にはネガティブな印象（時間・お金かかる、大変そう、後見人等が悪さをする、お金を自由にできない等）が先行している。</li> <li>●ネガティブな印象から、制度利用が必要な方も、本人が拒否し支援できない。</li> <li>●成年後見制度の正しい理解を得られる機会が必要だと感じる。</li> </ul>

## イ 相談支援事業所

## (ア)「相談者と相談の内容について」

相談者は、本人や親族が多く、相談内容は、対象者の「身近な支援者の死亡」等で、現在や将来の生活を心配しての制度利用に関する相談が多くなっています。

相談者	内容（報告された事例）
親族 (父、母、兄弟姉妹、 親戚、配偶者 等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同居の親が死亡し独居になった。 →生活能力に乏しく以前に結婚詐欺の被害にもあっている。 →浪費傾向があり、遺産を上手く管理できない心配がある。</li> <li>●親戚を亡くした。遺産相続のために後見人等を付けたい。</li> <li>●同居の親が難病になった。本人が自宅で生活するのも難しい。</li> <li>●子について、自分達（親）亡き後を考えて後見人を付けたい。</li> <li>●施設入所中、成年後見人等を付けるように言われたがどうすべきか。</li> <li>●制度利用を考えるが、悪いニュースも聞くので心配</li> <li>●父が認知症。支出が増え、借金もある。父名義の貯金を充てたい。</li> <li>●独居。財産があり、本人の管理能力にも不安がある。</li> </ul>
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お金の管理や契約等がよく解らない。誰かに手伝ってほしい。</li> <li>●怖い。通帳、証券など預かって欲しい。守って欲しい。</li> <li>●就労しているが、知的障害のため字が読めず、内容が理解できない。</li> <li>●就労先から保証人を求められるが、お願いできる人がいない。</li> </ul>
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キーパーソンがいない。</li> <li>●金の使い方や、訪問販売にすぐ契約してしまうことが心配</li> <li>●同居の親族が亡くなり、相続の手続きができずにいる。</li> <li>●障害のある方について、地域包括支援センターからの支援依頼</li> <li>●本人の状態が変化し、代理権のない保佐人がフォローできない。</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退院後、成年後見の申立をしたほうが良いのではないか。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財産保護のため成年後見制度の利用が相応しい方がいる。</li> </ul>

## (イ)「相談への対応について」

相談支援事業所の相談への対応は、本人の生活支援を行いながら、制度の説明や利用の提案を行うとともに、受諾団体の紹介や依頼、成年後見支援センターへのつなぎを行ってしています。また、必要に応じ、障害者手帳を取得されていない方への手帳の取得支援及び障害福祉サービスの利用支援も併せて実施しています。

対応	具体的な内容
親族への連絡 申立てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親族へ申立て手続の支援 →必要に応じ、療育手帳等の取得支援、障害福祉サービス利用支援</li> <li>●親族は利用を望んでいるが、本人が同意しない際の相談対応</li> </ul>
関係機関への 相談・つなぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関の通院同行</li> <li>●無料弁護士相談会の案内</li> <li>●成年後見人等受諾可能な専門職、団体への依頼</li> <li>●後見制度の利用を視野に、社会福祉協議会の日常生活権利擁護事業の利用支援</li> <li>●母と2人暮らしで単独外出ができない方。生活困窮者自立支援事業の利用支援</li> </ul>
制度説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度 →必要に応じて、障害福祉サービスも調整</li> <li>●成年後見支援センター</li> <li>●相談支援事業所の成年後見制度の研修会</li> </ul>
本人申立ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親族間の金銭トラブルに本人が対応できず、申立てをすることとなり、支援</li> </ul>

(ウ) 「申立て支援の件数について」

市内相談支援事業所における申立ての支援件数は、平成27年4月1日～平成30年3月31日の3年間で4件でした。

(エ) 「成年後見制度利用者、後見人等からの相談や関わりについて」

成年後見制度利用開始後において、利用者からは日常生活の相談が、成年後見人等からは利用者を支えるための相談や情報共有等の依頼があります。

相談者	相談、関わりの内容
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活に関する相談</li> </ul>
成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援方針、対応等についての相談（関係者会議の開催、サービス等利用計画書の作成など）</li> <li>●成年後見人等の立ち位置に関する相談</li> <li>●情報共有（在宅サービスや、身体状態の変化についての報告）</li> </ul>

(オ) 「相談支援事業所が感じている意見等について」

相談支援事業所では、成年後見制度の利用が必要な方が情報を得ることや、申立て手続を開始するまでに支援を要する等の意見がありました。

相談支援事業所が感じている意見等	
支援の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申立て書類が多く、負担感がある。成年後見支援センターに支援してほしい。</li> <li>●財産管理、身上保護が必要な人がいても、本人家族は市の相談会にまで出向かない。申立てにつなげるまで寄り添って援助する人がいない。</li> </ul>
正しい情報発信・普及啓発の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュースで悪い話題（横領等）が流れ、ご本人・家族は悪いイメージを持っている方もいる。良いイメージをもっと印象付けられれば良いと思う。</li> </ul>
相談窓口での知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談件数がまだ少ないが、今後の成年後見制度に関する相談があった場合に、適切な判断が出来るように勉強していきたい。</li> </ul>

### (3) 当事者団体への調査

当事者団体3団体（認知症高齢者家族会、知的障害者家族会、精神障害者家族会）に対し、令和元年度第1回成年後見制度利用促進に関する検討会に向けて、アンケート調査を行いました。また、同検討会にも出席していただき、直接ご意見を伺いました。

#### ア「認知症や障害のある方の権利擁護における現状と課題について」

認知症や知的障害その他精神上の障害等のある方やその家族の方々からは、地域における認知症や障害に対する理解や対応がいまだ不十分であると感じるとの意見や、成年後見制度は複雑であり効果を含めて理解することが難しい等の意見もありました。

当事者団体からの意見等	
正しい情報発信・普及啓発の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度の評判は良くないものが多い。</li> <li>●本人が自身の意思決定ができるよう、また、家族等が本人の意思に沿った生活を支援できるよう、更に、認知症への正しい理解の普及が必要だ。</li> <li>●「市民後見人」について、これまで耳にしたことが無く、知らなかった。</li> <li>●成年後見制度は複雑であり、障害のある方が理解することに支障があるのではないかと懸念している。</li> </ul>
成年後見人等の業務の正しい理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親亡き後、成年後見人等が行う財産管理の適正について、誰がチェックするのか。</li> <li>●相続手続において、成年後見人等を中心に進められ利用者本人が蚊帳の外に置かれぬかと懸念している。</li> <li>●成年後見人等の業務は、「財産管理」偏重で、「身上保護」軽視のイメージがある。</li> </ul>

### 第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある方への理念や制度は大きく前進したが、実態は伴っていない現状があり、この格差を埋めることが課題である。</li> <li>●認知症への正しい理解が大幅に変わったと実感できず、いまだ多くの方が「認知症である」ことをオープンにすることを躊躇っている現状がある。</li> </ul>
----	---

#### イ「佐倉市における成年後見制度の利用促進に向けての期待や要望について」

認知症や知的障害その他精神上の障害等のある方やその家族の方々からは、相談窓口機能の強化と、利用者本人の状況や特性に合わせて制度が利用できる支援体制の強化を期待する等の意見がありました。

当事者団体からの意見等	
成年後見制度利用促進に向けての期待や要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の目線、市民の目線で、成年後見制度の利用促進に向けて検討して欲しい。</li> <li>●「中核機関」を設置し、その役割を発揮していただきたい。</li> <li>●「成年後見支援センター」だけではなく、行政の積極的な支援が必要である。</li> <li>●成年後見制度に関する間口を広げ、「まずは聞いてみよう」と思ってもらえる環境づくりが第一である。</li> <li>●特に知的障害者に対しては、切れ目のない見守り体制は不可欠であり、成年後見制度はその重要な一つであると期待している。</li> <li>●利用者本人の状況に合わせた支援体制を希望する。（利用期間が長期間にわたる者や低所得者等への報酬助成など）</li> <li>●「日常生活自立支援事業」の拡充を望む。</li> </ul>

#### (4) 金融機関の実態調査

平成31年4月～令和元年5月にかけて、佐倉市内の金融機関12行に対し、アンケート調査を実施したところ、全12行から回答がありました。

##### ア「高齢者や障害のある方への対応の工夫について」

金融機関では、高齢者の方や障害のある方が詐欺等の被害を受けることを未然に防ぐため、高額の払い戻しをされる方、通帳やカード等の再発行を繰り返される方には特に注意を払っているとの回答が多くありました。

具体的な窓口での対応例では、金銭の用途や手続内容を理解されているかどうか確認をする、家族と一緒に再来店をお願いするという回答が複数ありました。

一部の金融機関では、手続内容の理解についてチェックシートやアンケートを実施する、家族と連絡がとれない方の場合は地域包括支援センターへ連絡して支援を依頼する、との回答もありました。

##### イ「金融機関での成年後見制度に関する案内や内部研修の実施状況について」

成年後見制度に関する研修を独自に行っている金融機関は6行でしたが、今後、「佐倉市成年後見支援センター」による研修会を「希望する」「検討する」と回答した金融機関は9行でした。金融機関内に成年後見制度関連のパンフレットを置くことについて「既に置いている」「関心がある」と回答した金融機関は9行でした。

##### ウ「佐倉市成年後見支援センターの認知と相談歴について」

「佐倉市成年後見支援センター」を認知している金融機関は6行であり、これまでの相談歴は0件でした。

## 第4章 これまでの取組と調査からみる佐倉市の課題

### 1 成年後見制度の認知度の低さ

令和元年度市民意識調査の結果では、「成年後見制度をよく知っている」と答えた市民は全体の7.1%、「少しは知っている」と答えた市民は全体の39.2%でした。また、「成年後見制度を利用したいと考えたことがある」と答えた市民は全体の6.1%であり、「成年後見制度の相談窓口である成年後見支援センターを知っている」と答えた市民は全体の9.6%でした。

平成30年12月末時点の佐倉市における成年後見制度利用者数は195人ですが、認知症と推定される高齢者数や、知的障害その他精神上の障害のある方の数と比較すると、著しく利用者が少なく、成年後見制度の認知度の低さも一因と思われます。

地域包括支援センターや相談支援事業所、当事者団体へのアンケート調査からは、市民の中には成年後見制度について良くない印象を持つ方もおり、制度自体が十分理解されていないとの意見を得ました。

また、申立ての動機を得る機会となる金融機関へのアンケート調査では、佐倉市成年後見支援センターの認知度は12行中6行という結果も得ています。

このことを踏まえ、今後は、市民や関係機関、企業等に対し、成年後見制度の正しい情報や支援機関についての周知・啓発の強化が必要です。

### 2 成年後見人等への支援体制づくり

国の基本計画においては、成年後見人等や被後見人等を孤立させず、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者も加わったチーム<sup>18</sup>を形成することが求められています。

また、最高裁判所では、成年後見人等にふさわしい親族等が身近にいるケースには親族等を成年後見人等に選任することが望ましいとの考えを示しています（平成31年3月）。

しかし、親族が成年後見人等を担っている場合は、成年後見人等の業務の知識が不足し

<sup>18</sup> チーム：権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、後見等開始前は身近な親族・福祉・医療・地域関係者等が、後見等開始後はこれに後見人等が加わり、協力して本人の日常生活を見守り、状況を把握して、必要な対応を行う仕組みのこと。

ていたり、単独で関係者等とのチームを形成したりすることが難しく、成年後見人等が課題等を抱え込んでしまう状況が発生することが懸念されます。

佐倉市では、親族が成年後見人等を担っているケースが、成年後見制度利用者の約半数を占めているという状況を踏まえ、家庭裁判所とも連携し、成年後見人等を支える体制づくりが必要です。

### 3 成年後見人等の不足

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立人や成年後見人等候補者が不在の場合は首長申立を行います。このようなケースは、専門的な支援を要する事情を抱えていることが多いため、家庭裁判所が士業団体へ後見人等の推薦依頼を行い、親族以外の第三者の専門職の後見人等が選任されています。

首長申立の件数は、全国的にも、また、佐倉市においても近年増加傾向にあります。成年後見人等を受任できる方のうち、専門職の候補者数は限られており、市民後見人候補者名簿登録者や佐倉市社会福祉協議会等の法人受任団体を含めてもその数は十分ではありません。

前述のとおり、佐倉市内の認知症高齢者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者等は増加傾向にあります。かつ、介護保険の要介護認定を受けていない方、障害者手帳等を取得されていない方、自立支援医療（精神通院）の受給をされていない方等においても「権利擁護支援等を必要な方」は相当数の方が存在すると推定されます。

今後は、専門職以外の成年後見人等として、親族後見人や市民後見人となる方を育成し、成年後見人等を受任できる方を増やすことが必要です。

### 4 「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」の未整備

「国の基本計画」では、必要な方が成年後見制度を利用できるよう、各地域において相談窓口を整備するとともに、「権利擁護支援等が必要な方」を発見し、適切に必要な支援につなげ、更には意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援するための仕組みである

「地域連携ネットワーク」を整備することが求められています。また、「地域連携ネットワーク」の整備・運営の中核となる機関も設置するよう求められています。

市内の地域包括支援センターや相談支援事業所における「権利擁護支援等が必要な方」への支援負担が大きいため、「佐倉市成年後見支援センター」とも連携を取り、対応しているところです。しかし、「佐倉市成年後見支援センター」では、「中核機関」に求められる全ての機能を有しておらず、「地域連携ネットワーク」については、未整備となっております。

今後は、これらを計画的かつ段階的に整備、推進していくことが必要です。

## 第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取組

### 1 佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針と基本目標

#### <基本方針>

佐倉市では、平成25年4月に「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、「権利擁護支援等が必要な方」が、適切に制度を利用することができるよう、制度の利用促進や市民後見人の育成支援等を実施してきました。この経験と実績を活かしつつ、更なる体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現を目指します。

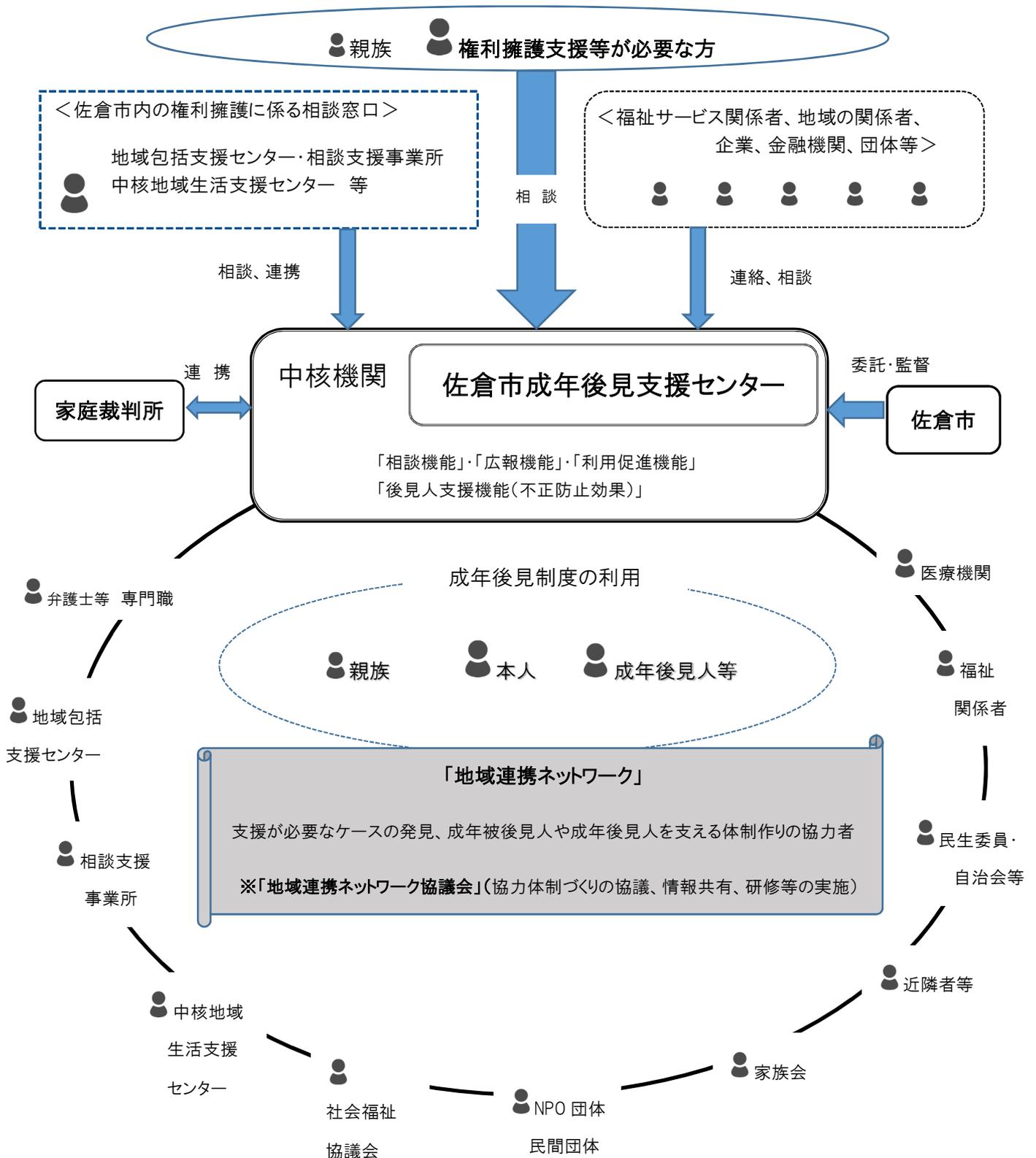
このため、多様な職種や関係機関等との連携を発展させた「地域連携ネットワーク」を構築し、「権利擁護支援等が必要な方」の発見や、早期段階からの相談体制を確立し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の利用を目指した支援体制の構築を進めるべく、従来の「佐倉市成年後見支援センター」を「地域連携ネットワーク」の軸となる「中核機関」と位置付け、利用促進のための体制整備や機能強化を図ります。

実施に向けて、次の3つの基本目標を掲げます。

#### <基本目標>

- (1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化
- (2) 相談機能及び成年後見人等支援の強化
- (3) 成年後見人等の養成

「佐倉市における 成年後見制度利用促進・地域連携ネットワークの目指す姿（イメージ）」



## 2 今後の取組

### (1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化

成年後見制度について、市民の正しい理解を促すための方法を検討し、広報や啓発活動を進めます。

また、「地域連携ネットワーク」を構成する協力者の拡大に向けて、市民、関係機関、各種団体、企業等において幅広く理解を深めることができるよう、成年後見制度に関する研修会や講演会を開催します。

#### 【具体的な取組】

- 市ホームページ、「こうほう佐倉」による普及啓発・案内  
～成年後見制度、成年後見支援センター、相談会、研修会、  
成年後見利用支援事業（申立費用や成年後見人等報酬の助成） 等
- 市民・関係機関等へのパンフレットの配布
- 出張説明会<sup>19</sup>の開催
- 成年後見制度の正しい情報の周知、啓発のための方法の検討
- 「地域連携ネットワーク」協力者を拡大するための研修、講演会等の開催

<sup>19</sup> 出張説明会：市民、福祉施設、学校、企業、各種団体などの地域の様々な集まりの場へ、依頼により成年後見支援センター職員が出向き、成年後見制度についての説明や案内を行うもの

これまでの佐倉市内での広報・啓発活動の実績

■「佐倉市成年後見支援センター」ホームページによる啓発			
■専門相談の相談日の掲載（「こうほう佐倉」）			
■関係機関等へのパンフレットの配布			
■出張説明会の 実施	平成28年度	8回	
	平成29年度	7回	
	平成30年度	7回	
■成年後見制度 研修会・講演会 の開催	平成28年度 3回	「寸劇で学ぶ・専門家から学ぶ」	参加者61人
		「地域の相談窓口と成年後見制度」	参加者16人
		「親族後見人による後見活動」	参加者26人
	平成29年度 3回	「任意後見制度と公正証書遺言について」	参加者28人
		「成年後見制度利用促進・先駆取組の紹介」	参加者59人
		「住み慣れた地域で生活していくこと」	参加者14人
	平成30年度 2回	「終活と成年後見制度」	参加者25人
		「成年後見制度と利用促進について」	参加者53人

## (2) 相談機能及び成年後見人等支援の強化

「中核機関」では、「権利擁護支援等が必要な方」に対し、「地域連携ネットワーク」や権利擁護に係る相談窓口及び専門職等と連携し、成年後見制度の利用やその他必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援体制の機能強化を図ります。

また、成年後見制度の利用を開始した後においても、成年後見人等からの相談に応じ、必要に応じてチームの編成を支援する等、成年後見人等への活動支援の体制づくりを進めます。

### 【具体的な取組】

- 成年後見制度利用を含む包括的な相談支援の対応
- 成年後見制度に係る相談会の開催
- 多様な職種を含む新たな相談支援や受任調整等、体制整備の検討
- 市長申立の実施
- 成年後見人等への活動支援
- 「地域連携ネットワーク」の整備  
～「チーム」の協力者となる関係機関、団体、地域関係者等との連携の構築
- 家庭裁判所との連携の推進
- 成年後見利用支援事業（申立費用や後見人等報酬の助成）の実施

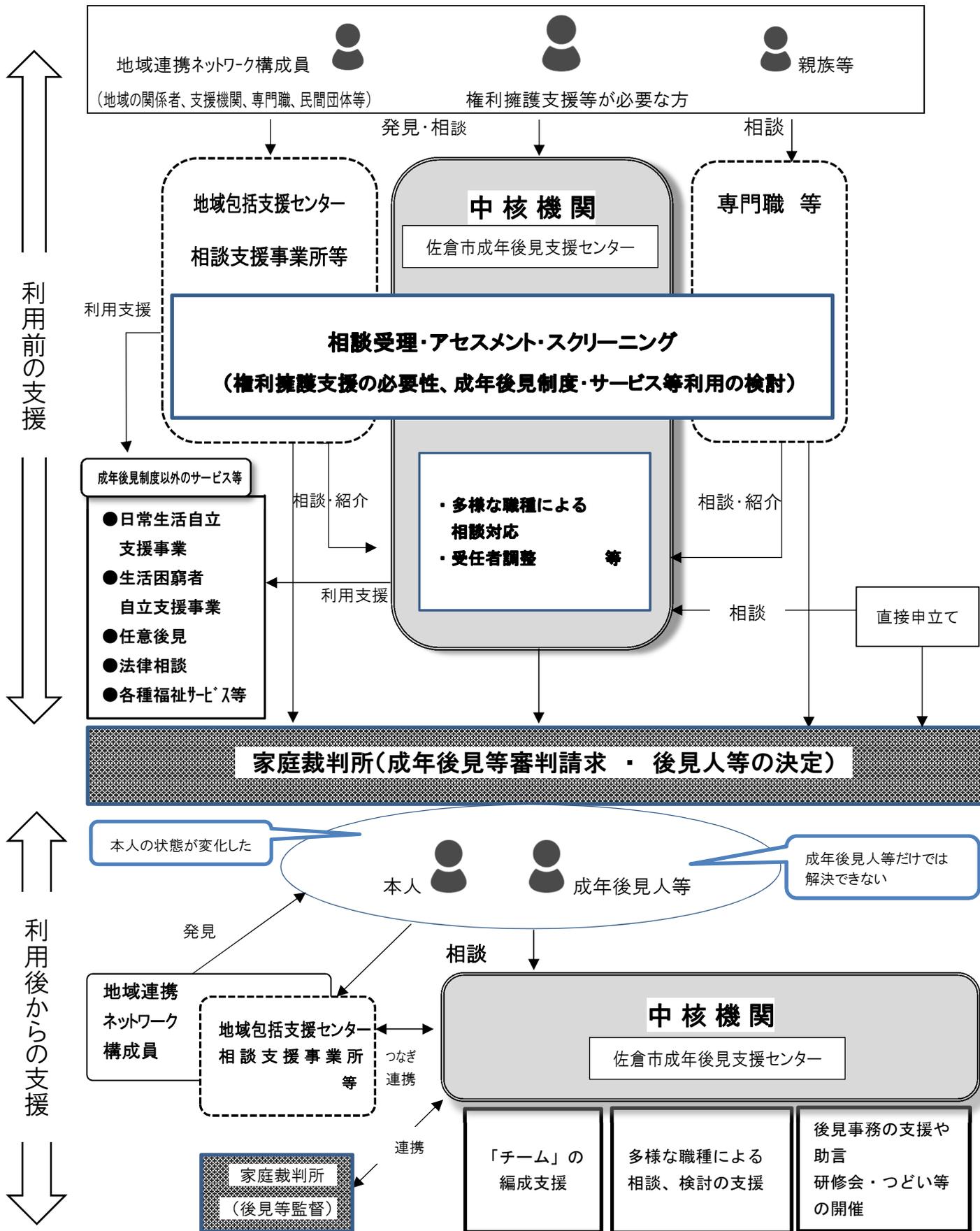
これまでの佐倉市内での相談支援活動の実績

■成年後見支援センター窓口での 一般相談	平成28年度	237件	
	平成29年度	264件	
	平成30年度	321件	
■専門職相談会 ※司法書士による相談対応	平成28年度	12回	24件
	平成29年度	12回	45件
	平成30年度	12回	50件
■成年後見制度に係る相談会 ※成年後見支援センター相談員・ 弁護士・司法書士による相談対応	平成28年度	2回	相談者 7人
	平成29年度	2回	相談者 5人
	平成30年度	2回	相談者 7人
■後見人のつどい	平成30年度	1回	参加者 30人
■地域包括支援センターとの 事例検討会	平成29年度	8回	
	平成30年度	5回	
■医療機関・地域包括支援センター との合同懇談会	平成29年度	4回	
	平成30年度	5回	
■相談支援事業所との事例検討会	平成29年度	3回	
	平成30年度	3回	

これまでの佐倉市の後見人等報酬助成の実績

	■高齢者の後見人等報酬助成	■障害者の後見人等報酬助成
平成28年度	1件	1件
平成29年度	4件	2件
平成30年度	8件	2件

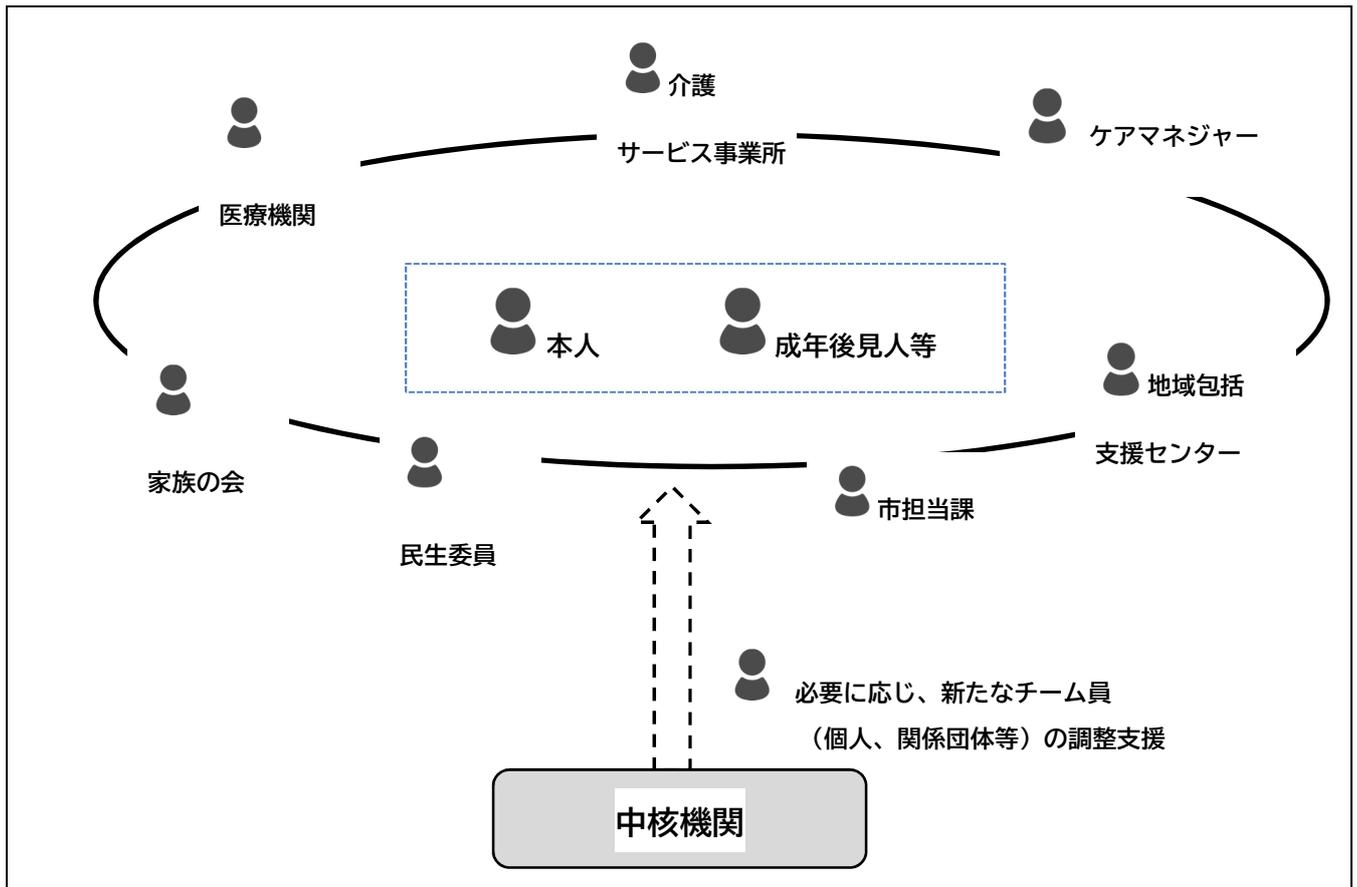
「佐倉市 成年後見制度利用に係る相談支援体制の目指す姿（イメージ）」



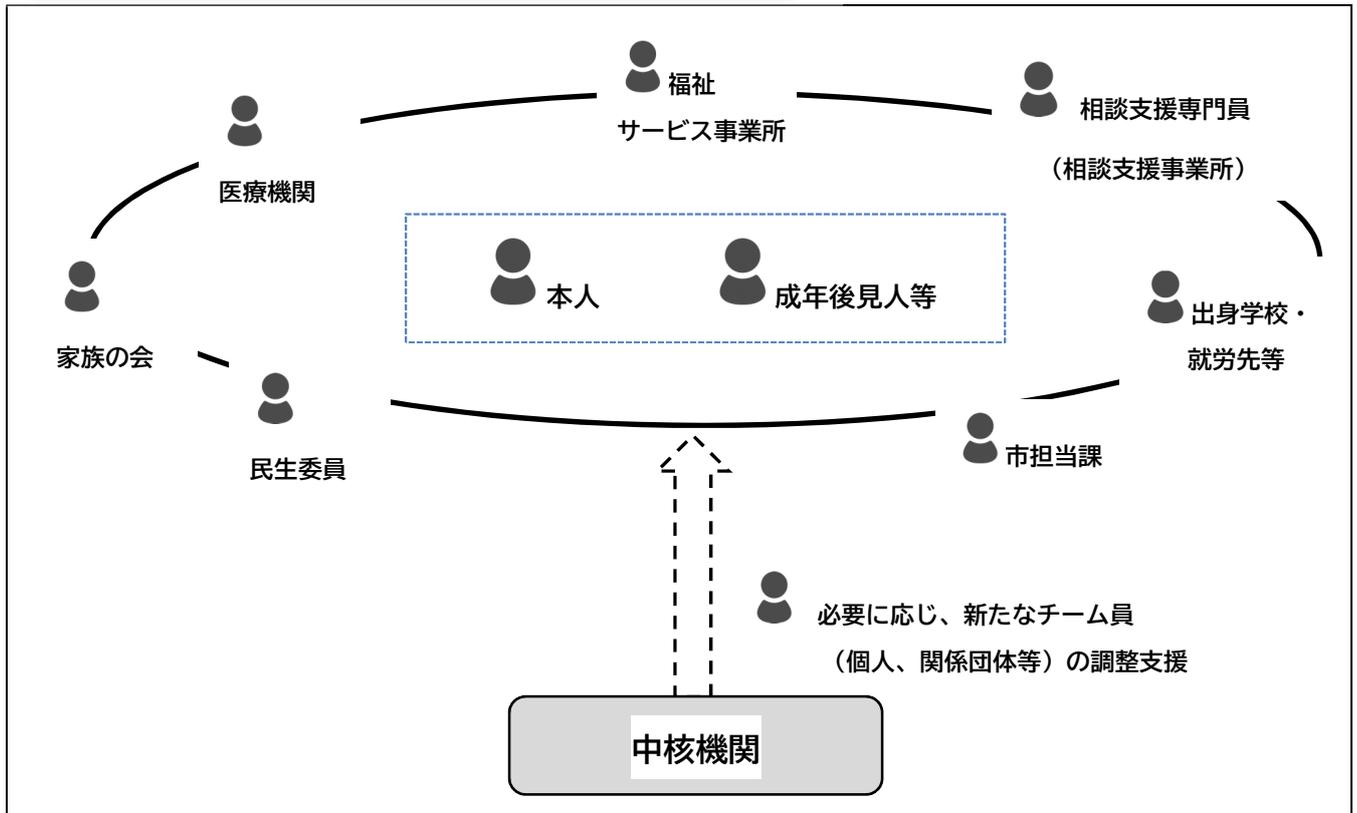
「佐倉市 成年後見制度に係る地域連携ネットワークの「チーム」イメージ」

(注) イメージ例であり、チーム編成は個別の状況により異なります。

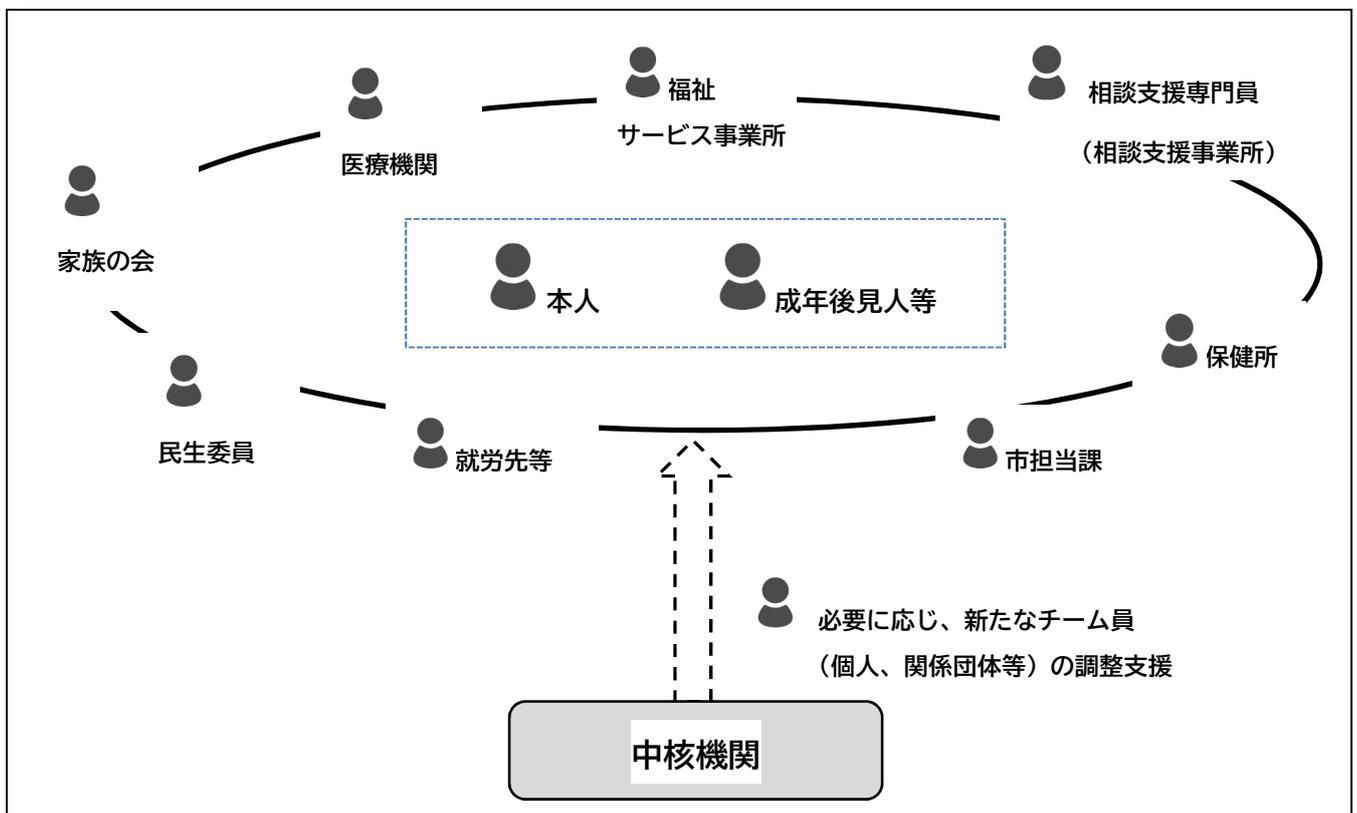
認知症のある高齢者を支えるチームの一例



知的障害のある方を支えるチームの一例



精神上の障害のある方を支えるチームの一例



### (3) 後見人等の養成

「権利擁護支援等が必要な方」の増加に対応するため、市民後見人候補者名簿登録者のスキルアップ研修を継続するとともに、新たな市民後見人候補者の養成や成年後見人等の担い手（個人・団体）を育成する方法について検討を進めます。

また、成年後見人等の担い手の創出に向け、広く市民や今後成年後見制度の利用を検討されている方を対象とした研修会等を実施します。

#### 【具体的な取組】

- 市民後見人候補者名簿登録者のスキルアップ研修の実施
- 市民後見人受任に向けての調整
- 新たな成年後見人等の担い手の養成についての方法や体制づくりの検討
- 市民や成年後見制度利用予定者向けの研修会の開催

これまでの佐倉市内での市民後見人養成講座の実施状況

■平成25年度（講義）	修了者 13名
■平成26年度（実践演習）	

これまでの佐倉市内での市民後見人候補者名簿登録者向けスキルアップ研修の開催状況

■平成28年度（5月、7月、1月）	3回
■平成29年度（5月、7月、1月）	3回
■平成30年度（5月、7月、2月）	3回

これまでの佐倉市内での市民後見人候補者名簿登録の状況：令和2年1月31日現在

■市民後見人候補者名簿登録者	11名
----------------	-----

これまでの佐倉市内での市民後見人の審判の状況：令和2年1月31日現在

■市民後見人 審判数	3名
------------	----

## 第6章 資料編

### 1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱

#### 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 検討会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域における成年後見制度（民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見、保佐及び補助の制度をいう。以下同じ。）の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (2) 行政、福祉、医療、司法、地域その他の関係団体による、権利擁護支援のためのネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）の構築に関すること。
- (3) 地域連携ネットワークの整備及び運営を担う機関の設置及び運営に関すること。
- (4) 成年後見人等（佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則（平成14年佐倉市規則第2号。以下「規則」という。）第2条第6号に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）及び成年被後見人等（規則第2条第5号に規定する成年被後見人等をいう。）の支援並びに成年後見人等の受任者の調整に関すること。
- (5) 家庭裁判所及び千葉県弁護士会その他の専門職団体との連携に関すること。
- (6) その他成年後見制度の利用の促進に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、8人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 行政書士
- (5) 佐倉市社会福祉協議会の職員
- (6) 佐倉市地域包括支援センターの職員
- (7) 市内に相談支援事業所を有する団体の職員
- (8) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対して会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月22日決裁 29佐高第1927号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員

【敬称略】

	選出区分	氏名	所属・推薦団体	
1	弁護士	奥 敦士	千葉県弁護士会	職務代理者
2	司法書士	菊池 薫子	千葉司法書士会	
3	社会福祉士	高美 修次	千葉県社会福祉士会	
4	行政書士	金末 利夫	千葉県行政書士会	
5	佐倉市社会福祉協議会の職員	深沢 孝志	佐倉市社会福祉協議会	
6	佐倉市地域包括支援センターの職員	佐藤 智之	白井・千代田地域包括支援センター	
7	市内に相談支援事業所を有する団体の職員	近藤 美貴	ワークショップかぶらぎ	
8	学識経験を有する者	杉山 功	杉山司法書士事務所	会長

任期：平成30年6月1日から令和2年5月31日まで

### 3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況

	回	開催日時	議題等
平成30年度			
	第1回	平成30年6月1日(金) 14:00~16:30	①委嘱状交付 ②成年後見制度利用促進に関する検討会協議事項について ③国、先進地の動向や佐倉市の状況について ④今後の予定について
	第2回	平成30年8月3日(金) 14:00~17:30	①佐倉市における成年後見制度利用促進のための取り組みについて ②優先して取り組む事項等の具体的内容の検討について
	第3回	平成31年2月8日(金) 14:00~16:50	①成年後見制度利用促進に関する検討会意見書について ②佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(概略)について
令和元年度			
	第1回	令和元年6月7日(金) 14:00~16:30	①今後の予定について ②佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(骨子)について ③当事者団体からのご意見等について
	第2回	令和元年8月23日(金) 14:00~16:00	①佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について ②その他
	第3回	令和元年12月20日(金) 15:00~17:00	①佐倉市成年後見制度利用促進基本計画(最終案)について ②今後の予定について

## 4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則

### 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則

平成14年2月7日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、精神上の障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない者に対し、市長が成年後見等開始審判の請求を行い、もってその者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見、同法第11条に規定する保佐及び同法第15条に規定する補助をいう。
- (2) 要後見者 成年後見等の開始の審判が必要であり、かつ、当該審判の請求を行える者がいない者をいう。
- (3) 審判請求 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
- (4) 請求対象者 審判請求について、当該審判請求を行う成年後見等の対象となる者をいう。
- (5) 成年被後見人等 審判請求により成年後見等開始の審判を受けた者をいう。
- (6) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人として選任を受けた者をいう。
- (7) 住所地特例施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設をいう。

(請求対象者)

第3条 請求対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、要後見者であり、かつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が審判請求を行う必要のある者とする。

- (1) 老人福祉法第5条の4第1項の規定により本市が福祉の措置を行う者
  - (2) 知的障害者福祉法第9条の規定により本市が援護を行う者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項の規定により本市が相談又は助言を行う者
  - (4) 前3号のいずれかに準ずると市長が認めた者
- 2 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定する住民基本台帳に記録されている要後見者が市外の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した場合は、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、当該要後見者を前項に規定する請求対象者とみなす。
- 3 市長は、要後見者が市内の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外から転入した場合は、当該要後見者を第1項に規定する請求対象者としない。ただし、従前の市区町村における審判請求に係る支援の状況等から特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(審判請求の決定)

第4条 市長は、前条に該当する者があると判断した場合は、審判請求の可否を決定し、家庭裁判所に対し審判請求を行うものとする。ただし、審判請求の内容が民法第15条第1項、第17条第1項及び第876条の9第1項に規定する補助に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（別記様式第1号）により請求対象者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（別記様式第2号）により当該請求対象者に通知するものとする。

3 審判請求に係る申立書の提出、添付書類の作成及び予納すべき費用の支払その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求前の調査）

第5条 市長は、前条の審判請求を行うに際し、請求対象者の心身の状況、親族の状況、収入及び資産の状況の調査を行わなければならない。

（審判請求に要する費用の求償）

第6条 市長は、前条の調査の結果、請求対象者がその収入、預貯金及び即時に換金可能な資産の合計額から当該審判請求に要する費用の支払をしてもなお生計を維持することができると認められる場合は、当該請求対象者に対し、本市が支払をした当該審判請求に要する費用の全部又は一部を求償することができる。ただし、第4項の費用負担命令の申立てが却下されたときは、求償しないものとする。

2 前項の規定により求償する場合において、求償する金額は、第4項に規定する費用負担命令の申立てに係る家庭裁判所の費用負担命令の額に基づき算出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による求償をするか否かを決定したときは、成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（別記様式第3号）により成年被後見人等及び成年後見人等に対し通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による求償をしようとするときは、審判請求と併せて、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第26条第2項による費用負担命令の申立てをしなければならない。

（補則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3号の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第45号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第62号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月7日規則第37号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年2月9日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正後の第7条第2項に規定する同条第1項の規定による扶助を受けるべき成年被後見人等が死亡した場合には、改正後の第8条第1項の規定による申請は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに行わなければならない。

附 則（平成30年3月30日規則第20号）

（施行期日）

## 第6章 資料編

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 成年後見人等報酬の付与の審判により決定された成年後見人等報酬の付与の対象期間にこの規則の施行の日前の期間が含まれている場合は、当該期間に係る成年後見人等報酬についての改正前の佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則第7条及び第8条の規定による扶助は、なお従前の例による。

別記

(様式省略)

## 5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則

### 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則

平成30年3月30日規則第16号

#### (目的)

第1条 この規則は、申立費用の負担が困難な申立人及び成年後見人等報酬の負担が困難な成年被後見人等に対し、申立費用及び成年後見人等報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定め、本市における成年後見等の実施の促進を図ることにより、もって成年被後見人等の権利の擁護及び福祉の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見、同法第11条に規定する保佐及び同法第15条に規定する補助をいう。
- (2) 審判請求 民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。
- (3) 成年被後見人等 審判請求により成年後見等開始の審判(以下「後見等開始の審判」という。)を受けた者をいう。
- (4) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第849条に規定する成年後見監督人、同法第12条に規定する保佐人、同法第876条の3に規定する保佐監督人、同法第16条に規定する補助人又は同法第876条の8に規定する補助監督人として選任を受けた者をいう。
- (5) 申立人 民法第7条、第11条又は第17条の規定により審判請求を申し立てた者(検察官を除く。)をいう。
- (6) 申立費用 後見等開始の審判を受けた審判請求に係る手数料、登記印紙代、郵便切手代、鑑定料、診断書の作成費用、添付書類取得料その他の審判請求に必要な費用をいう。
- (7) 成年後見人等報酬 家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項及び50の項の報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)で家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬をいう。
- (8) 住所地特例施設 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設をいう。

#### (助成対象者)

第3条 申立費用及び成年後見人等報酬の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 申立費用 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている次のアからウまでのいずれかに該当する者について審判請求を行った、次のアからウまでのいずれかに該当する申立人
  - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
  - イ 市民税非課税世帯に属する者であり、別表第1に定める収入及び資産の基準のいずれにも該当し、当該世帯において日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者
  - ウ その他市長が特に必要と認める者
- (2) 成年後見人等報酬 本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されており、か

つ、前号アからウまでのいずれかに該当する成年被後見人等（成年後見人等と同居し、又は生計を一にする成年被後見人等を除く。）

- 2 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている者が市外の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した後に成年被後見人等となった場合において、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該成年被後見人等に係る審判請求の申立人又は当該成年被後見人等を助成対象者とする。
- 3 市長は、市外に居住する者が市内の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外から転入し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録された後に成年被後見人等となったときは、第1項の規定にかかわらず、当該成年被後見人等に係る審判請求の申立人又は当該成年被後見人等を助成対象者としなない。ただし、従前の市区町村における審判請求に係る支援の状況等から特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 4 成年後見人等報酬に係る助成は、助成対象者が死亡した場合にあっては、成年後見人等報酬を受けるべき成年後見人等に対してすることができる。

（助成対象費用）

第4条 助成の対象となる費用は、次の費用とする。

- (1) 申立費用
- (2) 成年後見人等報酬

（助成の額）

第5条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 申立費用 全額
  - (2) 成年後見人等報酬 報酬付与の審判により決定された額又は別表第2に定める額に報酬付与の審判により決定された報酬付与の対象期間（以下「付与対象期間」という。）の月数（暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。以下同じ。）を乗じて得た額のいずれか低い額
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、他の市区町村から成年後見人等報酬の助成を受けていた者が本市に転入したときの成年後見人等報酬に係る助成の額は、次の各号に定める額のいずれか低い額とする。
    - (1) 成年後見人等に対する報酬付与の審判により決定された額から付与対象期間の月数を除して得た額に、付与対象期間の月数から付与対象期間の始期から転入した日の属する月までの月数を減じて得た月数を乗じて得た額
    - (2) 別表第2に定める額に報酬付与の審判により決定された付与対象期間の月数から付与対象期間の始期から転入した日の属する月までの月数を減じて得た月数を乗じて得た額

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする助成対象者（第3条第4項の規定による助成を受けようとする成年後見人等を含む。）又は審判請求に係る審判により代理権を付与された成年後見人等は、成年後見制度利用費用助成申請書（別記様式第1号）及び収入資産等報告書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意を得て本市が公簿等により確認することができる場合にあっては、第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 申立費用 次に定める書類
  - ア 申立人の属する世帯全員の住民票の写し
  - イ 申立人の前年（1月から6月までの間に申請する場合は前々年。以下同じ。）の所得の額等についての市町村長の証明書

ウ 申立人が審判請求を行った成年後見等開始の審判に係る審判書の写し

エ 申立費用の支出を証する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 成年後見人等報酬 次に定める書類

ア 成年被後見人等の属する世帯全員の住民票の写し

イ 成年被後見人等の前年（1月から6月までの間に申請する場合は前々年）の所得の額等についての市町村長の証明書

ウ 報酬付与の審判に係る審判書の写し

エ 家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録の写し

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申立費用に係る助成の申請については後見等開始の審判のあった日から、成年後見人等報酬に係る助成の申請については報酬付与の審判のあった日から起算して3月以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、成年後見制度利用費用助成決定（却下）通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

（助成の請求）

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成を受けようとするときは、成年後見制度利用費用助成請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第9条 第7条の規定により成年後見人等報酬に係る助成の決定を受けた者は、第6条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、市長に変更を届け出なければならない。

（決定の取消し）

第10条 市長は、助成を受けた者が虚偽その他不正の手段により助成の決定を受けたときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第11条 市長は、助成の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、申立費用に係る助成はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に後見等開始の審判があったものについて、成年後見人等報酬に係る助成は施行日以後に報酬付与の審判があったものについて適用する。

3 報酬付与の審判において決定された付与対象期間の始期が施行日前の場合の成年後見人等報酬に係る助成の額については、第5条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「転入した日の属する月」とあるのは「平成30年3月」と読み替えるものとする。

## 第6章 資料編

別表第1（第3条関係）

世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	150万円以下	350万円以下
2人世帯	200万円以下	450万円以下
3人世帯	250万円以下	550万円以下
4人以上世帯	250万円に世帯員4人以降1人につき50万円を加えた額以下	550万円に世帯員4人以降1人につき100万円を加えた額以下

別表第2（第5条関係）

成年被後見人等の状況	限度額
在宅	28,000円/月
施設入所	18,000円/月

別記

(様式省略)



## 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画

令和2年3月

編集 佐倉市福祉部高齢者福祉課

発行 佐倉市

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL 043-484-6138

FAX 043-486-2503

<http://www.city.sakura.lg.jp//>



